

財政的援助団体等監査結果報告書

平成25年度

佐賀県監査委員

監査第 103 号
平成26年6月5日

佐賀県議会議長	木原	奉文	様
佐賀県知事	古川	康	様
佐賀県教育委員会委員長	牟田	清敬	様
佐賀県公安委員会委員長	諸隈	博子	様

佐賀県監査委員	池田	巧
同	田中	俊雄
同	三竿	博史
同	石丸	博

財政的援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第 1 監査の概要	1
第 2 監査の結果	2
第 3 意見事項	7
用語等の説明	9
監査対象団体ごとの監査結果	11
1 出資団体	
公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団	12
一般財団法人佐賀県環境クリーン財団	12
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 (旧 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館)	13
公益財団法人佐賀県国際交流協会	14
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター	15
公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会	17
社団法人佐賀県畜産公社	17
財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金	18
佐賀県土地開発公社	19
佐賀県道路公社	19
公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター	20
2 補助金等交付団体	
公益財団法人佐賀県消防協会	21
武雄市 I C T 寺子屋人材育成事業協議会	21
唐津シネマの会	22
部落解放同盟佐賀県連合会	22
全日本同和会佐賀県連合会	23
学校法人佐賀マリア学園 (旧 宗教法人カトリック福岡司教区)	23
学校法人旭学園	24
学校法人佐賀学園	25
特定非営利活動法人有明海再生機構	26
株式会社鶴松造園建設	27
公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団	27
社会福祉法人寿楽園	28
社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会	28
社会福祉法人慈恵会	29
社会福祉法人なごむ会	29

アメリカパン株式会社	30
特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家	31
社会福祉法人東方会	32
特定非営利活動法人鹿陽会	32
独立行政法人国立病院機構佐賀病院	33
独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	34
一般社団法人唐津東松浦医師会	34
一般社団法人鳥栖三養基医師会	35
独立行政法人国立病院機構東佐賀病院	35
一般社団法人佐賀県薬剤師会	36
株式会社ゼネシス	36
特定非営利活動法人技術交流フォーラム	36
天生水産株式会社	37
株式会社佐賀 I D C	37
株式会社ビジョン	37
佐賀県職業能力開発協会	38
小城商工会議所	38
鹿島商工会議所	39
佐賀県信用保証協会	39
佐賀玄海漁業協同組合	40
鹿島嬉野森林組合	40
武雄杵島森林組合	40
佐賀東部土地改良区	41
上場土地改良区	41
J R 九州バス株式会社	41
西鉄バス佐賀株式会社	42
松浦鉄道株式会社	42
全日本空輸株式会社	43
株式会社タビックスジャパン	43
松浦通運株式会社	43
佐賀県プロサッカー振興協議会	44
さが桜マラソン大会代表団体 株式会社佐賀新聞社	44
さがものづくり振興協議会	45
新うまい佐賀のりづくり運動推進本部	45
有明佐賀空港活性化推進協議会	46
平成 25 年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会	47
佐賀県農業協同組合	47
佐賀県森林組合連合会	48
一般財団法人佐賀県環境クリーン財団（再掲）	12
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 （旧 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館）（再掲）	13
公益財団法人佐賀県国際交流協会（再掲）	14

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（再掲）	15
財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金（再掲）	18
佐賀県道路公社（再掲）	19
3 公の施設の指定管理団体	
一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会 （佐賀県解放会館）	49
セイカスポーツグループ （佐賀県総合運動場） （佐賀県総合体育館） （市村記念体育館）	49
乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体 （佐賀県立宇宙科学館）	49
みんなの森・らららグループ北山少年自然の家運営共同事業体 （北山少年自然の家）	50
社会福祉法人佐賀ライトハウス （佐賀県立点字図書）	51
特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会 （佐賀県射撃研修センター）	51
株式会社マベック （佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、基山町及びみみやき町に 存する県営住宅など）	52
川原建設株式会社 （唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、有田町及び大町町に 存する県営住宅など）	52
さが21県民の森管理運営共同事業体 （佐賀県立21世紀県民の森）	52
公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団（再掲） （佐賀県立男女共同参画センター） （佐賀県立生涯学習センター）	12
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（再掲） （佐賀県地域産業支援センター） （佐賀県立九州シンクロトン光研究センター）	15
所管課・関係課ごとの監査結果	54
1 出資団体関係	
男女参画・県民協働課	55
医務課	55
新産業・基礎科学課	57
林業課	58
道路課	58
警察本部組織犯罪対策課	58

2 補助金等交付団体関係

消防防災課	59
男女参画・県民協働課	59
人権・同和対策課	60
こども未来課	60
有明再生・自然環境課	63
循環型社会推進課	64
スポーツ課	65
長寿社会課	65
障害福祉課	66
障害福祉課（就労支援室）	68
医務課	69
医務課（地域医療体制整備室）	69
健康増進課	71
新エネルギー課	72
企業立地課	73
雇用労働課	73
流通課	74
商工課	75
生産者支援課	75
林業課	76
農地整備課	77
空港課	77
新幹線・地域交通課	79
港湾課	79

3 指定管理団体関係

人権・同和対策課	80
スポーツ課	80
まなび課	81
障害福祉課	81
生産者支援課	81
建築住宅課	82
森林整備課	82

4 関係課

財務課	83
職員課	83

第 1 監査の概要

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査を次のとおり実施した。

1 監査の実施時期

平成 25 年 6 月から平成 26 年 2 月まで

2 監査の対象団体

県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体及び補助金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体（補助金等交付団体）並びに公の施設の管理者に指定している団体のうち 75 団体について実施

区 分	出 資	補助金等 交付	公の施設の 指定管理	計
財団法人・公社・独立行政 法人・地方独立行政法人	9	11	4	24 (14)
社団法人	2	3	1	6 (6)
学校法人	—	3	—	3 (3)
社会福祉法人	—	6	1	7 (7)
NPO 法人	—	6	1	7 (7)
株式会社・有限会社・共同 事業体	—	13	7	20 (20)
その他	—	18	—	18 (18)
計	11	60	14	85 (75)

(注) ・数値は団体数で、() は重複を除く実団体数

・「その他」は、商工会議所、協同組合、森林組合、土地改良区、連合会、協会・協議会・実行委員会等の任意団体

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

- (1) 出資団体については、経営が適切、良好に行われているか。
 - (2) 補助金等の交付団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか。
 - (3) 公の施設の管理団体については、運営及び財産管理が適切に行われているか。
- などを着眼点とした。

4 監査の実施方法

団体及び所管課の平成 24 年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

第 2 監 査 の 結 果

出資団体及び補助金等交付団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次のような指摘事項が認められたので、所管課並びに団体に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

1 重要な指摘事項

(1) 補助金等交付団体関係

(団体に対するもの)

- ① 補助対象経費の算定で、補助対象外経費を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領しているものがあった。

【アメリカパン株式会社（障害福祉課）】

施設の大規模改修工事で、施設内に補助対象施設と補助対象外施設（一般事業所）が混在した建物となっていたが、工事の内容に変更が生じたにもかかわらず、補助金変更承認申請書を提出しないまま事業を実施し、補助対象外経費を含めて補助対象事業として実績報告書を提出し、過大に補助金を受領していた。

補助金過大受領額 1,246,000 円

障害者自立支援基金特別対策事業費（基盤整備事業等）補助金算定表（円）

	補助金申請額	実績報告額	再調査額
対象経費の支出額 (A)	20,172,275	20,135,000	18,754,460
補助対象外経費 (B)	0	0	1,380,540
総事業費 (C) = (A) + (B)	20,172,275	20,135,000	20,135,000
寄付金その他の収入予定額 (D)	0	0	0
補助対象経費 (E) = (A) - (D)	20,172,275	20,135,000	18,754,460
補助基準額 (F)	20,000,000	20,000,000	20,000,000
交付決定額 (G) (E)と(F)とを比較して少ない方の額 (千円未満切捨)	20,000,000	(a) 20,000,000	(b) 18,754,000
補助金過大受領額 (H) = (a) - (b)	—	—	1,246,000

(所管課に対するもの)

- ② 補助金の額の確定で、実績報告書の審査及び現場確認が不十分で補助金を過大

に交付しているものがあつた。

【障害福祉課（アメリカパン株式会社）】

施設の大規模改修工事に対する補助金で、施設内に補助対象施設と補助対象外施設（一般事業所）が混在した建物となっていたが、補助事業者が補助対象外経費を含めて実績報告書を提出しているにもかかわらず、所管課は、額の確定に際し、現場での確認を行わずに、補助金を過大に交付していた。

補助金過大交付額 1,246,000 円

※ 補助金過大交付額については、前頁の1 - (1) - ①の表を参照

- ③ 負担金の算定で、控除すべき補助金収入の算定を誤り、平成 24 年度の負担金額を過大に支出しているものがあつた。

【医務課（地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館）】

負担金 過大支出額 3,369,000 円

県立病院移転改築事業負担金算定表 (円)

		既交付額	再調査額	過大支出額
新病院建設事業費 (A)		15,071,283,000	15,071,283,000	
事業費から控除するもの	企業債(ア)	12,030,000,000	12,030,000,000	
	補助金等(イ)	1,800,813,000	1,807,551,000	
	(うち耐震化補助金)	(540,594,000)	(547,332,000)	
	佐賀市負担金(ウ)	331,504,000	331,504,000	
	病院留保資金(エ) (移転事務費の一部)	99,490,000	99,490,000	
	合計(B)=(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	14,261,807,000	14,268,545,000	
負担金算定基礎額(C)=(A)-(B)		809,476,000	802,738,000	
負担金算定額(D)=(C)×1/2		404,738,000	401,369,000	
佐賀市負担金(E)		331,504,000	331,504,000	
企業債償還金(F)		65,535,000	65,535,000	
負担金合計額(G)=(D)+(E)+(F)		801,777,000	798,408,000	3,369,000

- ④ 補助金の算定を誤り、過大に交付しているものがあつた。

【こども未来課（学校法人佐賀学園）】

補助金の変更交付申請の際に、所管課は、調整割算定のための資料として、教員の研修への派遣人員を報告させているが、実人員、延べ人員のどちらを記載すべきかを明示していなかった。また、参加者名簿を求めるなどして実人員を確認していなかった。

このため、調整割の算定を誤り、137,000円の補助金を過大に交付していた。

2 その他指摘事項

(1) 出資団体関係 (15 件)

① 出資団体に対するもの (11 件)

- ・ 契約事務に関し適正でないもの (2 件)
- ・ 会計処理に関し適正でないもの (2 件)
- ・ 減価償却費の算定に誤りがあるもの (1 件)
- ・ 予算執行計画が作成されていないもの (1 件)
- ・ 旅費規程に旅費の支給額が定められていないもの (1 件)
- ・ 理事会の出席率で改善を要するもの (1 件)
- ・ 内部監査の充実に努めるべきもの (1 件)
- ・ 製造品の在庫管理が適正でないもの (1 件)
- ・ 行政財産の使用許可に関し適正でないもの (1 件)

② 所管課に対するもの (4 件)

- ・ 団体に対する指導が不十分なもの (2 件)
- ・ 業務委託の進行管理が不十分なもの (1 件)
- ・ 補助金交付要綱の改正を要するもの (1 件)

(2) 補助金等交付団体関係 (103 件)

① 補助金等交付団体に対するもの (39 件)

- ・ 過大に補助金を受領しているもの (1 件)
- ・ 補助事業の実施に関し適正でないもの (4 件)
- ・ 補助事業の効果発現が遅れているもの (1 件)
- ・ 補助金交付申請で適正でないもの (1 件)
- ・ 補助金交付申請の書類に不備があるもの (1 件)
- ・ 補給金交付申請書の提出が遅れているもの (1 件)
- ・ 変更承認申請書の提出が遅れているもの (1 件)
- ・ 実績報告書が提出されていないもの (1 件)
- ・ 実績報告書の添付書類である補助事業決算明細書に記載漏れ及び記載誤りがあるもの (1 件)

- ・事業実施報告が作成されていないもの（1件）
- ・事業報告書に実施した事業の一部が記載されていないもの（1件）
- ・補助対象経費の取扱いについて適正でないもの（5件）
- ・補助金交付要綱に定める知事への報告がなされていないもの（1件）
- ・間接補助事業の補助条件が適正でないもの（1件）
- ・貸付金による補助事業の事務処理が適正でないもの（1件）
- ・規程の見直しを要するもの（3件）
- ・給与規程や休日勤務手当に関する規程が整備されていないもの（2件）
- ・通勤手当の認定に誤りがあるもの（1件）
- ・旅費（宿泊費）の算定で旅費規程と異なっているもの（1件）
- ・旅費の支出に関し証拠書類が不備なもの（1件）
- ・復命書が作成されていないもの（1件）
- ・会計規程に定める出納整理期間を越えて会計処理をしているもの（1件）
- ・契約事務が適正でないもの（2件）
- ・繰上償還手続きが遅延しているもの（1件）
- ・金銭出納事務が適正でないもの（1件）
- ・サービスの提供に要する費用（本人徴収額）の算定に誤りがあるもの（1件）
- ・財産の管理が適正でないもの（2件）

② 所管課に対するもの（64件）

- ・補助金交付要綱や取扱要領の改正を要するもの（20件）
- ・補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指導が不十分なもの（5件）
- ・補助金交付決定通知書の記載内容について検討を要するもの（1件）
- ・補助金交付決定通知書の記載内容が不十分なもの（1件）
- ・実績報告書の審査や補助事業者への指導が不十分なもの（9件）
- ・補助金交付決定通知が適正でないもの（1件）
- ・補助金の交付決定や通知が遅延しているもの（6件）
- ・交付決定及び額の確定通知書の内容に誤りがあるもの（1件）
- ・補助金の額の確定が適正でないもの（1件）
- ・補助金の額の確定が遅延しているもの（1件）
- ・補助金交付事務について検討を要するもの（3件）
- ・補助対象経費から除くことについて検討を要するもの（1件）
- ・負担金の支払いが適正でないもの（1件）
- ・補助事業者への指示、指導が不十分なもの（9件）
- ・補助事業者に対する利用者の収入認定事務の指導を徹底すべきもの（1件）
- ・規約等の見直しについて指導を要するもの（2件）
- ・残余財産の処分について指導が不十分なもの（1件）

(3) 公の施設の指定管理団体関係 (20 件)

① 指定管理団体に対するもの (8 件)

- ・施設の管理について改善を要するもの (1 件)
- ・施設の維持管理業務委託に関し適正でないもの (1 件)
- ・車両に関し管理運営業務仕様書で示された内容を満たしていないもの (1 件)
- ・施設使用許可に関する取扱いに関し適正でないもの (1 件)
- ・事業報告や実施状況報告の一部に誤りがあるもの (3 件)
- ・備品の管理が適正でないもの (1 件)

② 所管課に対するもの (12 件)

- ・指定管理者への指導が不十分なもの (2 件)
- ・規則の改正を要するもの (1 件)
- ・管理運営に関する協定書等の規定について整理が必要なもの (1 件)
- ・業務仕様書の見直しを要するもの (1 件)
- ・事業報告や実施状況報告の審査が不十分なもの (4 件)
- ・再委託の承諾手続きが適正でないもの (1 件)
- ・指定管理者に施設利用者のアンケート結果を通知していないもの (1 件)
- ・備品の管理が適正でないもの (1 件)

3 監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果

監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果については、12 ページから 84 ページまでに記載している。

第 3 意見事項

今回、平成25年6月から平成26年2月までの間に財政的援助団体等に対して行った監査結果については、第2項監査結果のとおりである。これらの監査結果を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。今後の業務運営及び行政運営に当たり、十分留意され、所要の改善措置について検討されたい。

1 出資団体に対するもの

県は、行政目的の達成にあたり、行政を補完するため、或いは公益上必要がある場合に、団体に対し出資し事業を行わせることができるものであるが、出資する前提として、当該団体の運営が適切かつ健全に行われることが必須である。

今回の監査における団体に対する個別の指摘事項を見ると、理事会の運営など組織及び運営に問題があるもの、規程の整備が十分でないもの、契約事務や会計処理などの事務処理に問題があるものなどであった。

また、所管課に対する指摘では、団体に対する指導や業務委託の進行管理を徹底すべきものなどであった。

県は、出資者として、適正な指導監督に努める必要があり、今回の監査結果を踏まえて、改めて、団体の実情や課題を見極め、必要な指導を徹底されたい。

2 補助金等交付団体に対するもの

補助金とは、行政目的を推進するにあたり、直接的または間接的に公益上必要がある場合に、団体等に対して交付する金銭的な給付のことであり、県は補助を行うにあたり、法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

今回の監査における団体に対する個別の指摘事項を見ると、補助対象外経費を補助対象に含めていたもの、県への報告や承認に不備があるもの、証拠書類に不備があるものなど、従来からの指摘と同じようなものが多く、総じていえば、補助金等交付規則、交付要綱に定めた条件が守られていないことからの指摘事項であった。このうち、補助対象外経費を補助対象に含めていたものでは、補助金の返還が生じることとなったものもあった。

これらについて、県が補助事業者へ補助金等交付規則や交付要綱に定めた内容を十分に理解させるとともに、補助金交付申請書及び実績報告書の審査や、事業実施状況の的確な把握に努めておれば、指摘に至らないものが大半である。

一方、所管課に対する指摘は、先ほどの裏返しでもあるが、補助金交付申請書や実績報告書等の審査が十分でないことによるものが多く見受けられた。これらのなかには、書面審査だけで現地確認を行わなかったため、今回の監査で、補助金の返還が生じたものもある。

県においては、今後、補助金交付申請書や実績報告等の審査を徹底されるとともに、書面での審査では確認が難しいものにあつては、現地確認を徹底されたい。

また、補助事業者のなかには、NPO法人等事務手続きに不慣れな団体や組織・財政的な基盤が脆弱な団体もあり、これらに対しては、特に丁寧な説明や指導を徹底されたい。

なお、補助事業に関して、毎年同じような指摘が続いていることについて、業務を管理すべき立場にある所属の監督者や各本部の企画・経営グループにおいては、補助金事務の審査及び事業の進行管理の重要性を再認識し、こうした指摘が繰り返されることがないように、組織として再発防止を徹底されたい。

3 公の施設の指定管理団体関係に対するもの

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、平成16年度から導入されたものであるが、県は施設の設置者として、指定管理者による管理が適切になされているか十分に監督することが求められている。

今回の監査における団体に対する個別の指摘事項を見ると、行政財産の目的外使用許可がなされていなかったものや事業報告の一部に不備があったものなど、従来からの指摘と同様、協定書等で確認した諸条件に反し事務手続きがなされていなかったものなどであった。

一方、所管課では団体に対する指示、指導が不十分であることや事業報告の審査が十分行われていないことなどであった。

公の施設の管理を適正に行うためには、それぞれの所管課において、改めて、団体の実情や課題を見極めたうえで、必要な指導を徹底されたい。

4 まとめ

以上、出資団体、補助金等交付団体及び公の施設の指定管理団体について、監査委員の意見を述べてきたが、出資金や補助金、指定管理委託料等は県民から徴収された税金等の貴重な財源をもって交付されるものであり、その執行にあたっては公平性・透明性・公益性を確保するとともに、県民に対して、説明責任を果たして行くことはいうまでもない。

そうしたなかで、監査指摘の多くが、過去の指摘に類似し、毎年同じような指摘が続いていることについて、個々の事務処理に対する担当職員の理解不足とそれをカバーするチェック機能が働いていないのではないかとといった課題や事務事業の進行管理がなされていないといった課題が見受けられた。このことは、団体にあっても同様である。

各本部においては、団体の指導や補助金事務の審査及び事業の進行管理の重要性を再認識され、こうした指摘が繰り返されることがないように、組織として、施策の立案、実行、評価、改善といったPDCAサイクルを確立させ、再発防止を徹底されたい。

また、財務会計や指定管理者制度の運用などで高度な判断を要する場合は、職員課、財務課、会計課などの関係部局とも相談しながら、的確な業務執行を進められたい。

※ 用語等の説明

用 語 等	説 明
<p>地方自治法第 199 条第 7 項 (財政的援助団体等の監査 に関する規定)</p>	<p>条文 (抜粋) 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。</p>
<p>地方自治法第 199 条第 9 項 (監査結果の報告、公表 に関する規定)</p>	<p>条文 (抜粋) 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p>
<p>地方自治法第 199 条第 10 項 (監査意見に関する規定)</p>	<p>条文 (抜粋) 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。</p>
<p>公の施設の指定管理者制度</p>	<p>指定管理者制度 平成 15 年 9 月 2 日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するそれまでの「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。 それまでの「管理委託制度」のもとでは、県が公の施設の管理を直接行わない場合、委託できるのは、改正前の地方自治法により、公共団体(市町村や土地改良区など)、公共的団体(農協や自治会など)及び自治体が出資する出資法人に限定されていました。 「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律上特段の制約がないことから、民間企業や NPO 法人などを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。</p> <p>指定管理者制度の目的 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。</p> <p>指定管理者制度の流れ 指定管理者の募集 → 申請書の提出 → 指定管理者の選定 ↳ 議会による議決 → 指定管理者の指定 → 指定管理者による管理運営 (佐賀県ホームページ引用)</p>

	<p>協定書の締結</p> <p>○ 上記の手続によって指定管理者を指定した場合は、公の施設の管理運営について、指定管理者との間に協定を締結するものとする。</p> <p>○ 当該協定には、県が支払うべき管理費用に関する事項その他細目的な事項を規定することとする。特に、業務の内容に関する事項については、施設サービスが低下することがないように、業務の内容を詳細に記載した業務方法書を別途作成することとする。</p> <p>・主な事項 …… 業務の内容に関する事項、指定期間に関する事項、事業計画書の提出に関する事項、事業報告に関する事項、県が支払うべき管理費用に関する事項、個人情報の保護に関する事項、再委託等に関する事項 等</p> <p>(指定管理者制度に係る運用指針引用)</p>
<p>NPO法人 (特定非営利活動法人)</p>	<p>「NPO」とは「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。</p> <p>したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。</p> <p>このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（注1）を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。</p> <p>法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。</p> <p>(注1) 法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの</p> <p>(内閣府ホームページ引用)</p>
<p>佐賀県補助金等交付規則第13条 (補助金等の額の確定に関する規定)</p>	<p>条文（抜粋）</p> <p>第13条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p>
<p>佐賀県補助金等交付規則の施行について（昭和53年総務部長通知）</p>	<p>通知文（抜粋）</p> <p>12. 実績報告（第12条関係）</p> <p>(1) 実績報告書は、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合するか否かを審査し、補助金等の精算による補助金等交付事務の結了又は是正措置のいずれを取るかを判断するため提出させるものであるから、適確な判断ができるよう要綱等において、様式、添付書類、提出時期を定めること。</p> <p>この実績報告書においては、補助事業等の成果が把握できるよう、できる限り具体的数値などを盛り込むこと。</p> <p>ただし、補助事業の効果の発現が、補助事業終了後一定期間を要するものなど実績報告書提出までに事業効果を適確に把握することが困難な場合は、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握すること。</p> <p>この実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とし、その際、把握したことについて、次年度以降の予算に反映させること。</p>

監査対象団体ごとの監査結果

1 出資団体

団 体 名	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団			
所 在 地	佐賀市天神3丁目2番11号			
監査執行年月日	平成25年8月9日			
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史			
財政的援助内容	出資金	基本財産	20,000,000円	
		出資額	20,000,000円	
		出資率	100%	
	公の施設の 管理	施設名	佐賀県立男女共同参画センター・ 佐賀県立生涯学習センター	
		委託額	85,669,000円	
所 管 課	男女参画・県民協働課、まなび課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 契約事務について、適正でないものがあった。 イベント時等の一時保育業務で、契約書では業務日誌で契約履行を確認することとしているが、館外での一時保育分は業務日誌が作成されていなかった。</p> <p>2 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。</p>			

団 体 名	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団			
所 在 地	佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700-20			
監査執行年月日	平成25年10月15日			
監査執行者	監査委員 田中 俊雄			
財政的援助内容	出資金	基本財産	100,000,000円	
		出資額	30,000,000円	
		出資率	30.0%	
	補助金	補助事業名	平成24年度佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助	
		補助事業費	291,680,523円	
		補助金交付額	291,680,523円	
	貸付金	貸付事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付	
平成24年度末 貸付残高		2,109,628,000円		
所 管 課	循環型社会推進課			

監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 理事会の出席率で改善を要するものがあった。 理事会を連続して欠席している理事が見受けられるなど、理事の出席率が低調であり、財団の適正な運営のため是正を図る必要がある。</p> <p>(2) 会計処理で、適正でないものがあった。 消耗什器備品費及び修繕費として費用処理されているもののうち、固定資産として計上すべきものがあった。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 貸付事業は貸付目的に沿って執行されており、貸付金は県に対する負債として適正に管理されていた。</p>
-----------	---

団 体 名	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 (旧 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館)			
所 在 地	佐賀県佐賀市嘉瀬町中原 400 番地			
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 24 日			
監 査 執 行 者	監査委員 池 田 巧			
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	2,316,978,749 円	
		出 資 額	2,316,978,749 円	
		出 資 率	100.0 %	
	補 助 金	補 助 事 業 名	県立病院好生館移転改築事業費補助	
		補 助 事 業 費	6,966,833,650 円	
		補 助 金 交 付 額	1,044,925,000 円	
		補 助 事 業 名	佐賀県医療施設耐震改修事業費補助	
		補 助 事 業 費	4,929,002,000 円	
		補 助 金 交 付 額	547,332,000 円	
		補 助 事 業 名	佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助	
		補 助 事 業 費	14,733,348 円	
		補 助 金 交 付 額	13,000,000 円	
	貸 付 金	補 助 事 業 名	佐賀県肝疾患センター医療連携機器整備事業費補助	
		補 助 事 業 費	14,700,000 円	
		補 助 金 交 付 額	14,700,000 円	
貸 付 金	貸 付 事 業 名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館 貸付 (平成 24 年度貸付)		
	貸 付 事 業 費	14,940,736,000 円		
	貸 付 金 交 付 額	12,030,000,000 円		

		平成24年度末 貸付残高	16,539,000,000 円
		貸付事業名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館 債権（平成元年度～平成21年度貸付）
		平成24年度末 貸付残高	1,329,589,204 円
	負担金	負担事業名	県立病院移転改築事業負担金
		負担事業費	801,777,000 円
		負担金交付額	801,777,000 円
		負担事業名	県立病院好生館運営費負担金
		負担事業費	909,909,000 円
	負担金交付額	909,909,000 円	
所 管 課	医務課、健康増進課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 内部監査の充実に努められたい。 毎年度毎に内部監査の区分（業務監査、会計監査、特別調査）ごとに内部監査計画書を策定し、実施することとされているが、この計画書が策定されていなかった。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行され、県に対する負債として適正に管理されていた。</p> <p>4 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p>		

団 体 名	公益財団法人佐賀県国際交流協会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成25年8月30日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	出資金	基本財産	333,147,407 円
		出資額	242,889,128 円
		出資率	72.9 %
	補助金	補助事業名	佐賀県国際交流協会事業推進費補助
		補助事業費	22,973,372 円
		補助金交付額	21,450,000 円
所 管 課	国際交流課		

監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>
-----------	--

団 体 名	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター			
所 在 地	佐賀市鍋島町大字八戸溝 114 番地			
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 11 日、10 月 16 日			
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧			
財政的援助内容	出資金	基本財産	8,479,880 円	
		出 資 額	8,000,000 円	
		出 資 率	94.3 %	
	補助金	補 助 事 業 名	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 運営費補助	
		補助事業費	99,155,660 円	
		補助金交付額	99,155,660 円	
		補 助 事 業 名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助	
		補助事業費	28,565,113 円	
		補助金交付額	27,533,313 円	
		補 助 事 業 名	佐賀県技術振興等補助	
		補助事業費	27,156,821 円	
		補助金交付額	27,156,821 円	
	損失補償	損失補償事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付 事業損失補償	
		平成 24 年度末 補償残高	262,322,000 円	
		損失補償事業名	さが農商工連携応援ファンド事業資金 損失補償	
		平成 24 年度末 補償残高	510,000,000 円	
	貸付金	貸 付 事 業 名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金 (設備貸与事業資金) 貸付 (平成 17 年度～平成 24 年度貸付)	
		貸付事業費	130,760,000 円	
		貸付金交付額	65,380,000 円	
		平成 24 年度末 貸付残高	428,263,000 円	
貸 付 事 業 名		さが農商工連携応援基金事業資金貸付 (平成 21 年度貸付)		

		平成24年度末 貸付残高	2,010,000,000 円
		貸付事業名	さが中小企業応援基金事業費貸付 (平成20年度貸付)
		平成24年度末 貸付残高	1,050,000,000 円
		貸付事業名	創造的中小企業創出支援事業費貸付 (平成15年度貸付)
		平成24年度末 貸付残高	20,000,000 円
	負担金	負担事業名	中小企業勤労者福祉サービスセンター事業 運営費負担金
		負担事業費	38,893,278 円
		負担金交付額	4,000,000 円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県地域産業支援センター
		委 託 額	4,114,875 円
		施 設 名	佐賀県立九州シンクロトン光研究センタ ー
		委 託 額	353,696,000 円
所 管 課	新産業・基礎科学課、商工課、雇用労働課、国際戦略グループ		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金関係】</p> <p>(1) 通勤手当の認定で、誤りがあった。 通勤手当の支給基準は、「県の一般職の職員の例による」とされているが、県の一般職の職員には支給されない、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の者に手当が支給されていた。</p> <p>(2) 休日勤務手当に関する規定が整備されていなかった。 国民の祝日に関する法律に規定する休日に勤務した職員に時間外勤務手当が支給されていた。規定を整備したうえで休日勤務手当として支給すべきであった。</p> <p>3 貸付事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に、是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【さが農商工連携応援基金事業資金貸付】</p> <p>(1) 貸付金による補助事業の事務処理で適正でないものがあった。 貸付金による補助事業で、農商工連携での新商品開発に係る機械購入費等を助成しているが、実績報告書に添付された見積合わせに係る見積書の日付が、契約書や領収書の日付より後になっているものがあった。</p>		

	<p>4 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p> <p>5 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。</p>
--	--

団 体 名	公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会		
所 在 地	佐賀県佐賀市栄町2番1号		
監査執行年月日	平成25年8月28日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	出資金	基本財産	202,110,000円
		出資額	70,000,000円
		出資率	34.6%
所 管 課	園芸課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	社団法人佐賀県畜産公社		
所 在 地	佐賀県多久市南多久町大字下多久4127		
監査執行年月日	平成25年10月31日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄		
財政的援助内容	出資金	基本財産	320,000,000円
		出資額	96,000,000円
		出資率	30.0%
所 管 課	畜産課		
監 査 の 結 果	<p>経営状況は、各出荷団体からの出荷頭数の減少に伴い、と畜処理収入等が減少したことにより、2年連続で損失額（H23：△49,528千円、H24：△10,720千円）が計上されていた。</p> <p>また、経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 製造品の在庫管理で適正でないものがあった。 月末に棚卸が実施されているが、職員への掛売り分については販売日報に記載されていないため、販売日報の販売量を累計しても月末の在庫量との照合ができなかった。</p> <p>(2) 契約事務について、適正でないものがあった。</p>		

	計量器検定業務委託において、計量器、基準器、質量基準器の数量及び証明手数料単価が変更されているにもかかわらず、変更契約を行わず、契約額と異なる金額を支払っていた。
--	---

団 体 名	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金			
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号			
監査執行年月日	平成25年10月8日			
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧			
財政的援助内容	出資金	基本財産	605,266,000円	
		出資額	605,266,000円	
		出資率	100%	
	補助金	補助事業名	佐賀県森林整備加速化・林業再生事業	
		補助事業費	10,385,270円	
		補助金交付額	9,988,000円	
所 管 課	林業課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 旅費規程に旅費の支給額が定められていなかった。</p> <p>① 旅費支給については県に準じて運用されており、旅費規程で、旅費の支給額は佐賀県職員等の旅費に関する条例に準じ別に定めると規定しているが、別に定められていなかった。</p> <p>② 旅費支給額計算で、航空運賃に該当しない旅客施設使用料を旅費として支給していた。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可で適正でないものがあった。 事務所として林業課内に6㎡(2名分)の使用許可(期間:H23.4.1~H25.3.31)を受けているが、許可内容と異なり、平成24年度は3名分事務所として占有していた。また、管理費(電気料等)も、平成24年度は2名分しか支払われていなかった。</p> <p>2 補助事業はおおむね計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 財団の規程で見直しを要するものがあった。 森林組合等に対して財団から補助金(森林・林業人材育成加速化事業費補助金)が概算払により支払われていたが、財団の会計規程に定める概算払できる経費に補助金が含まれていないため、見直しについて検討された。</p>			

団 体 名	佐賀県土地開発公社		
所 在 地	佐賀市城内一丁目6番5号		
監査執行年月日	平成25年10月17日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄		
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	30,000,000 円
		出 資 額	30,000,000 円
		出 資 率	100.0 %
所 管 課	土地対策課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計の事務処理で、適正でないものがあった。 佐賀県土地開発公社会計規程では、事務引継に当たっては、その保管する現金及び物品、帳簿書類の目録を作成し、関係諸帳簿を確認のうえ、双方連署して押印するものとするとしているが、事務局長の事務引継に当たって、目録が作成されていなかった。</p>		

団 体 名	佐賀県道路公社			
所 在 地	佐賀市城内1丁目6番5号			
監査執行年月日	平成25年10月17日			
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	9,890,000,000 円	
		出 資 額	7,490,000,000 円	
		出 資 率	75.7 %	
	債務保証	債務保証事業名	政府、公営企業金融公庫又は金融機関が佐賀県道路公社に融資する道路事業資金に対する債務保証	
		平成24年度末保証残高	6,701,487,897 円	
	貸付金	貸付事業名	有料道路運営資金貸付(昭和55年度貸付)	
平成24年度末貸付残高		449,762,992 円		
所 管 課	道 路 課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 予算執行計画が作成されていなかった。 佐賀県道路公社会計事務取扱細則では、四半期ごとに予算執行計画を作成することとしているが、作成されていなかった。</p>			

	<p>(2) 減価償却費の算定に誤りがあった。</p> <p>佐賀県道路公社会計規程において、減価償却は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数により行うことを規定しているが、建物について、減価償却期間を同省令の規定を超える 65 年とし、減価償却費の算定を誤っているものがあった。</p> <p>2 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p>
--	--

団 体 名	公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター		
所 在 地	佐賀市松原一丁目 1 番 1 号		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 24 日		
監 査 執 行 者	監査委員 三竿 博史		
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	428,868,526 円
		出 資 額	200,000,000 円
		出 資 率	46.7 %
所 管 課	警察本部組織犯罪対策課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

2 補助金等交付団体

団 体 名	公益財団法人佐賀県消防協会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目5番14号		
監査執行年月日	平成25年7月11日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	公益財団法人佐賀県消防協会県費補助金
		補助事業費	8,247,644 円
		補助金交付額	3,240,000 円
所 管 課	消防防災課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	武雄市 I C T 寺子屋人材育成事業協議会		
所 在 地	武雄市朝日町甘久3-6		
監査執行年月日	平成25年6月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県新しい公共の場づくりのためのモデル事業
		補助事業費	6,155,226 円
		補助金交付額	5,000,000 円
所 管 課	男女参画・県民協働課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業の実施で、適正でないものがあった。 補助事業に関する事業計画について、協議会の承認がメール等を利用して行われているが、協議会規約にその旨が規定されていなかった。</p> <p>(2) 金銭出納事務で、適正でないものがあった。 ① 会計処理規定第11条では、金銭を収納したときは、日々遅滞なく銀行に入れることとされているが、月末などにまとめて入金されていた。 ② 領収書のあて名が「武雄市 I C T 寺子屋人材育成事業協議会」となっていないものがあった。</p>		

団 体 名	唐津シネマの会		
所 在 地	唐津市刀町 1512-3 第3MSビル1F		
監査執行年月日	平成25年10月31日		
監査執行者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県新しい公共の場づくりのためのモデル事業
		補助事業費	10,610,510 円
		補助金交付額	9,774,000 円
所 管 課	男女参画・県民協働課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	部落解放同盟佐賀県連合会		
所 在 地	唐津市栄町 2588 番地 11		
監査執行年月日	平成25年7月22日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	部落解放同盟佐賀県連合会補助金
		補助事業費	42,107,964 円
		補助金交付額	37,194,000 円
所 管 課	人権・同和対策課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 給与規程が整備されていなかった。 給与の支出根拠となる給与規程が整備されていなかった。</p> <p>(2) 復命書が作成されていないものがあった。 旅費に関する規程では、出張者は出張の経緯を委員長に復命しなければならないと規定されているが、県外出張等において、復命書が作成されていないものが散見された。</p>		

団 体 名	全日本同和会佐賀県連合会		
所 在 地	佐賀市成章町7-29		
監査執行年月日	平成25年7月18日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	全日本同和会佐賀県連合会補助金
		補助事業費	33,649,996 円
		補助金交付額	30,245,000 円
所 管 課	人権・同和対策課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 旅費(宿泊費)の算定で、旅費規則と異なっているものがあった。 旅費(宿泊費)の支給にあたり、旅費規則で定める宿泊費単価とは異なる額を支給していた。 宿泊費の特別調整が必要となる場合には、理由などを明示した伺い書を作成のうえ、上司の承認を得る必要があった。</p>		

団 体 名	学校法人佐賀マリア学園(旧 宗教法人カトリック福岡司教区)		
所 在 地	鳥栖市本通町一丁目806番地		
監査執行年月日	平成25年8月5日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助事業費	84,902,000 円
		補助金交付額	48,686,000 円
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金申請で、園児数を誤って算定し、過大に補助金を受領しているものがあった。 補助金算定の基礎となる園児数を確認不足により、本来より2名多い人数で申請書等を作成し、141,562円の補助金を過大に受領していた。 (監査時点で、過大な補助金については返還手続き中。)</p>		

団 体 名	学校法人旭学園		
所 在 地	佐賀市本庄町大字本庄 1313 番地		
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 7 日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄		
財 政 的 援 助 内 容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助事業費	773,491,000 円
		補助金交付額	389,038,000 円
		補 助 事 業 名	佐賀県私立学校施設設備整備事業費補助
		補助事業費	1,169,045,824 円
		補助金交付額	194,839,000 円
		補 助 事 業 名	佐賀県私立高等学校授業料減免補助
		補助事業費	11,853,600 円
		補助金交付額	8,434,800 円
		補 助 事 業 名	佐賀県教育改革推進特別経費補助
		補助事業費	3,369,557 円
		補助金交付額	3,123,000 円
		補 助 事 業 名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助事業費	102,380,000 円
		補助金交付額	42,719,000 円
		補 助 事 業 名	佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助
		補助事業費	5,540,000 円
補助金交付額	4,479,000 円		
補 助 事 業 名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助		
補助事業費	6,555,520 円		
補助金交付額	3,598,000 円		
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>平成 25 年 4 月 30 日付けで報告された平成 24 年度の実績報告書において、補助対象外とすべき経費の一部を補助事業に要した経費として報告し、結果として、74,567 円の補助金を過大に受領していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生生徒費(体験入学手伝い生徒昼食代) H24. 8/30 68,940 円 ・ 負担金(神社協賛金) H24. 10/31 3,000 円 ・ 広報費(中学校訪問時持参菓子代) H24. 11/29 59,494 円 ・ 負担金(神社協賛金) H25. 1/31 3,000 円 		

	<p>・広報費(体験入学手伝い生徒昼食代) H25. 3/27 14,700 円</p> <p>補助対象外とすべき経費の計 149,134 円</p> <p>(うち補助金相当額) (74,567 円)</p> <p>(2) 契約方法で会計規程に反しているものがあつた。</p> <p>会計規程では、金額が5万円を超える場合は、特別の場合を除き指名競争契約の方法によることを定めているが、特別の事由がないにもかかわらず単一随意契約を行っているものがあつた。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品 (テレビ2台購入、A社) H24. 12/21 182,870 円 ・消耗品 (塩化カルシュム B社) H25. 1/31 130,000 円 <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあつた。</p> <p>補助金の交付額には影響は生じないものの、平成25年4月30日付で報告された平成24年度の実績報告書において、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて報告していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育に係る経費 (ふたば幼稚園) 15,883 円 ・実習反省会費補助 (ふたば幼稚園) 141,000 円 〃 (ひしのみ幼稚園) 51,500 円 <p>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあつた。</p> <p>補助金の交付額には影響は生じないものの、ひしのみ幼稚園の事業実績報告書では、実施時間は14時からとしており、預かり保育担当職員の勤務開始時間を14時からとすべきところを13時からとして従事時間数及び人件費を計算し、補助対象経費に計上していた。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>(正)</td> <td>(誤)</td> </tr> <tr> <td>従事時間数</td> <td>1,960 時間</td> <td>2,032 時間</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>2,188,331 円</td> <td>2,260,972 円</td> </tr> </table>		(正)	(誤)	従事時間数	1,960 時間	2,032 時間	人件費	2,188,331 円	2,260,972 円
	(正)	(誤)								
従事時間数	1,960 時間	2,032 時間								
人件費	2,188,331 円	2,260,972 円								

団 体 名	学校法人佐賀学園		
所 在 地	佐賀市駅前中央二丁目9番10号		
監査執行年月日	平成25年8月6日		
監査執行者(書面)	監査委員	池田 巧	田中 俊雄 三竿 博史
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助事業費	751,831,000 円
		補助金交付額	349,523,000 円
		補助事業名	佐賀県私立学校施設整備事業費補助(耐震診断)
		補助事業費	16,652,000 円

		補助金交付額	13,873,000 円
		補助事業名	佐賀県私立高等学校授業料減免補助
		補助事業費	10,427,175 円
		補助金交付額	7,667,825 円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助事業費	78,975,000 円
		補助金交付額	31,299,000 円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助
		補助事業費	3,660,000 円
		補助金交付額	3,366,000 円
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県私立高等学校授業料減免補助関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書類に不備があった。 補助金交付申請書に添付すべき授業料減免申請書（写し）が、一部不足していた。</p>		

団 体 名	特定非営利活動法人有明海再生機構		
所 在 地	佐賀市城内一丁目5番14号		
監 査 執 行 年 月 日	平成25年 8月 7日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	特定非営利活動法人有明海再生機構 調査研究支援事業費補助金
		補 助 事 業 費	11,338,124 円
		補 助 金 交 付 額	5,000,000 円
所 管 課	有明海再生・自然環境課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 間接補助事業の補助条件が適正でなかった。 「有明海再生に関する研究等助成」として、大学等の研究者等有明海の再生を目的として実施する調査・試験・研究に必要な経費の助成を行っているが、補助金交付要綱に定める助成金を交付する条件を付していないものがあった。</p>		

	<p>(2) 旅費の支出において、証拠書類が不備なものがあった。 同日出張で2名に対し県外出張旅費が支出されているが、実費支給であるにもかかわらず1名分の領収証が保管されていなかった。</p>
--	---

団 体 名	株式会社鶴松造園建設		
所 在 地	唐津市畑島 5793 番地		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 10 日		
監 査 執 行 者	監査委員 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業
		補助事業費	25,000,000 円
		補助金交付額	10,000,000 円
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団		
所 在 地	佐賀県鳥栖市原古賀町 415 番地		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 28 日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	九州国際重粒子線がん治療センター 開設費補助
		補助事業費	2,829,223,719 円
		補助金交付額	800,000,000 円
		補 助 事 業 名	九州国際重粒子線がん治療センター 診断装置等整備費補助
		補助事業費	958,894,650 円
		補助金交付額	832,062,000 円
所 管 課	粒子線治療普及グループ		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人寿楽園		
所 在 地	佐賀県三養基郡基山町大字園部 2307 番地		
監査執行年月日	平成 25 年 8 月 23 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備事業
		補助事業費	1,139,775,000 円
		補助金交付額	292,320,000 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会		
所 在 地	唐津市元旗町 817 番地		
監査執行年月日	平成 25 年 7 月 18 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県地域医療連携システム強化事業費 (GWサーバー設置) 補助金
		補助事業費	13,622,700 円
		補助金交付額	5,000,000 円
所 管 課	医務課（地域医療体制整備室）		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会		
所 在 地	唐津市元旗町 817 番地		
監査執行年月日	平成 25 年 9 月 6 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備事業
		補助事業費	1,660,677,048 円
		補助金交付額	513,386,000 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人慈恵会																				
所 在 地	小城市三日月町大字甲柳原68-1																				
監査執行年月日	平成25年8月19日																				
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史																				
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金																		
		補助事業費	15,020,911 円																		
		補助金交付額	12,195,000 円																		
所 管 課	長寿社会課																				
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。																				
	<p>(1) サービスの提供に要する費用(本人徴収額)の算定で、誤りがあった。 サービスの提供に要する費用の本人徴収額の算定の際に、必要経費として租税額を控除しなかったため、本人徴収額の算定を誤り、過大に徴収していた。</p> <p>(事例) (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正当額</th> <th>誤認定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入額 ①</td> <td>2,565,564</td> <td>2,565,564</td> </tr> <tr> <td>必要経費 ②</td> <td>297,518</td> <td>212,418</td> </tr> <tr> <td>収入認定額③=①-②</td> <td>2,268,046</td> <td>2,353,146</td> </tr> <tr> <td>収入階層区分</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>事務費本人徴収額(月額)</td> <td>40,000</td> <td>45,000</td> </tr> </tbody> </table>				正当額	誤認定額	収入額 ①	2,565,564	2,565,564	必要経費 ②	297,518	212,418	収入認定額③=①-②	2,268,046	2,353,146	収入階層区分	9	10	事務費本人徴収額(月額)	40,000	45,000
	正当額	誤認定額																			
収入額 ①	2,565,564	2,565,564																			
必要経費 ②	297,518	212,418																			
収入認定額③=①-②	2,268,046	2,353,146																			
収入階層区分	9	10																			
事務費本人徴収額(月額)	40,000	45,000																			

団 体 名	社会福祉法人なごむ会		
所 在 地	神崎市脊振町服巻5065-122		
監査執行年月日	平成25年10月22日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費(基盤整備事業等)補助金
		補助事業費	68,901,960 円
		補助金交付額	20,000,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	アメリカパン株式会社																														
所 在 地	鹿島市大字納富分 2904 番地																														
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 9 月 17 日																														
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史																														
財 政 的 援 助 内 容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助金																												
		補助事業費	36, 228, 150 円																												
		補助金交付額	36, 228, 000 円																												
		補 助 事 業 名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費（基盤整備事業等）補助金																												
		補助事業費	20, 135, 000 円																												
		補助金交付額	20, 000, 000 円																												
所 管 課	障害福祉課就労支援室 (佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助金)																														
	障害福祉課 (佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費（基盤整備事業等）補助金)																														
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費（基盤整備事業等）補助金関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の算定で、補助対象外経費を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>事業内容は、施設の大規模改修工事で、施設内に補助対象施設と補助対象外施設（一般事業所）が混在した建物となっていたが、工事の内容に変更が生じたにもかかわらず、補助金変更承認申請書を提出しないままに、事業を実施し、補助対象外経費を含めて補助対象事業として実績報告書を提出し、過大に補助金を受領していた。</p> <table border="1" data-bbox="509 1462 1382 1984"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助金申請額</th> <th>実績報告額</th> <th>再調査額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象経費の支出額(A)</td> <td>20, 172, 275</td> <td>20, 135, 000</td> <td>18, 754, 460</td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費(B)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1, 380, 540</td> </tr> <tr> <td>総事業費 (C) = (A) + (B)</td> <td>20, 172, 275</td> <td>20, 135, 000</td> <td>20, 135, 000</td> </tr> <tr> <td>寄付金その他の収入 予定額 (D)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>差引額 (E) = (A) - (D)</td> <td>20, 172, 275</td> <td>20, 135, 000</td> <td>18, 754, 460</td> </tr> <tr> <td>補助基準額 (F)</td> <td>20, 000, 000</td> <td>20, 000, 000</td> <td>20, 000, 000</td> </tr> </tbody> </table>				補助金申請額	実績報告額	再調査額	対象経費の支出額(A)	20, 172, 275	20, 135, 000	18, 754, 460	補助対象外経費(B)	0	0	1, 380, 540	総事業費 (C) = (A) + (B)	20, 172, 275	20, 135, 000	20, 135, 000	寄付金その他の収入 予定額 (D)	0	0	0	差引額 (E) = (A) - (D)	20, 172, 275	20, 135, 000	18, 754, 460	補助基準額 (F)	20, 000, 000	20, 000, 000	20, 000, 000
	補助金申請額	実績報告額	再調査額																												
対象経費の支出額(A)	20, 172, 275	20, 135, 000	18, 754, 460																												
補助対象外経費(B)	0	0	1, 380, 540																												
総事業費 (C) = (A) + (B)	20, 172, 275	20, 135, 000	20, 135, 000																												
寄付金その他の収入 予定額 (D)	0	0	0																												
差引額 (E) = (A) - (D)	20, 172, 275	20, 135, 000	18, 754, 460																												
補助基準額 (F)	20, 000, 000	20, 000, 000	20, 000, 000																												

	交付決定額 (G) (E) と (F) とを比較 して少ない方の額 (千円未満切捨て)	20,000,000	(a) 20,000,000	(b) 20,000,000
	補助金過大受領額 (H) = (a) - (b)	—	—	1,246,000

【佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助金関係】
 (1) 変更承認申請書の提出が遅れていた。
 所管課の口頭承認は受けていたものの、交付申請時の機器構成に含まれていない業務用冷蔵庫、冷凍庫等について、契約を行った後に、補助事業の内容変更を伴う変更承認申請書を提出していた。

団 体 名	特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家		
所 在 地	佐賀市鍋島三丁目3番20号		
監査執行年月日	平成25年11月14日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費 (障害者地域移行体制強化事業関係) 補助金
		補助事業費	6,781,076 円
		補助金交付額	6,750,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) モデル事業実施報告が作成されていなかった。 事業実施要綱において、事業実施後はモデル事業実施報告を作成し、県に提出するよう定められているが、作成されていなかった。</p> <p>(2) 補助金交付要綱に定める知事への報告がなされていなかった。 補助金の交付条件で、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入れ控除額が確定した場合は知事に報告することとなっているが、知事への報告がなされていなかった。</p>		

団 体 名	社会福祉法人東方会		
所 在 地	伊万里市二里町大里乙 403-1		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 24 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金 (障害者就労支援センター)
		補助事業費	135,502,050 円
		補助金交付額	101,626,000 円
		補 助 事 業 名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金 (瑠璃光苑)
		補助事業費	93,315,000 円
		補助金交付額	69,986,000 円
		補 助 事 業 名	佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備 整備事業補助金 (Job センターピシヤット)
		補助事業費	12,507,000 円
		補助金交付額	12,507,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係（障害者就労支援センター）】</p> <p>(1) 補助対象経費の算定に一部誤りがあった。 補助対象経費を算定するに当たり、補助対象外工事に係る共通仮設費及び諸経費を補助対象経費に含めていた。また、補助対象となる太陽光発電設備工事に係る電気設備工事に係る部分を含めていなかった。</p>		

団 体 名	特定非営利活動法人鹿陽会		
所 在 地	鹿島市大字重ノ木乙 3028-6		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 28 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金
		補助事業費	73,640,105 円
		補助金交付額	53,865,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了していなかった。また、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。		

	<p>(1) 補助金交付申請で、適正でないものがあつた。 補助金交付申請書に添付された平成 24 年度歳入歳出予算書抄本の歳出予算額（原本と相違ないとの証明あり）と法人で議決されていた歳出予算額が異なっていた。 添付書類としては歳入歳出予算（見込）書抄本とされていることから、所管課と協議すべきであつた。</p> <p>(2) 財産の管理について、適正でないものがあつた。 補助対象物件を知事の承認を受けないで担保に供していた。 担保物権の種類 抵当権（根抵当権） 設定年月日 平成 25 年 5 月 31 日</p> <p>(3) 補助事業の執行で、適正でないものがあつた。 補助事業の執行にあたり、平成 25 年 1 月 10 日の請負業者等との工事執行に係る工程会議において、工事完了引渡しが 5 月 10 日に予定されていることを認識していたにもかかわらず、同日付けで県へ提出した工事進捗報告では、年度内に完了すると報告し、その後も工期変更について報告を行わないまま、3 月 22 日に年度内での事業完了が困難となったことを所管課に対し口頭で報告していた。 的確な工事進捗報告を行うとともに、報告内容や事業計画に変更が生じることとなった場合などにあつては、速やかに県へ報告のうえ、必要な指示を受けるようにされたい。</p>
--	--

団 体 名	独立行政法人国立病院機構佐賀病院		
所 在 地	佐賀市日の出一丁目 20-1		
監査執行年月日	平成 25 年 7 月 10 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県周産期医療施設設備整備事業費補助金
		補助事業費	55,693,500 円
		補助金交付額	55,693,000 円
所 管 課	医務課（地域医療体制整備室）		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター		
所 在 地	嬉野市嬉野町大字下宿丙 2436		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 23 日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県臨床研修病院宿舍施設設備等整備事業費補助金
		補助事業費	3,700,000 円
		補助金交付額	3,700,000 円
		補 助 事 業 名	国立病院機構嬉野医療センター臨床研修宿舍建築補助事業費補助金
		補助事業費	76,807,500 円
		補助金交付額	38,606,000 円
		補 助 事 業 名	平成 24 年度佐賀県がん診療連携拠点病院設備整備事業費補助金
		補助事業費	200,000,000 円
		補助金交付額	177,412,000 円
		補 助 事 業 名	佐賀県肝疾患センター医療連携機器整備事業費補助金
		補助事業費	14,910,000 円
補助金交付額	14,910,000 円		
所 管 課	医務課（地域医療体制整備室）、健康増進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	一般社団法人唐津東松浦医師会		
所 在 地	唐津市千代田町 2566 番地 11		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 16 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県看護師等養成所運営費補助金
		補助事業費	81,719,928 円
		補助金交付額	18,239,000 円
		補 助 事 業 名	質の高い看護職員養成確保対策費補助金
		補助事業費	5,200,203 円
		補助金交付額	5,145,000 円
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。		

	<p>【質の高い看護職員養成確保対策事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書に、実施した事業の一部が記載されていなかった。 学習環境整備事業として事業計画書にあげられている施設見学や研究学会聴講の事業が、事業報告書に記載されていなかった。</p>
--	---

団 体 名	一般社団法人鳥栖三養基医師会		
所 在 地	佐賀県鳥栖市幸津 1923 番地		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 18 日		
監査執行者 (書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	看護師等養成所運営費補助金
		補助事業費	43,120,976 円
		補助金交付額	7,429,000 円
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあつた。 補助金の交付額には影響は生じないものの、職員 1 名の 5 月支払の通勤手当に、前年度の未払い金 4,380 円を加算して支払い、全額を補助対象経費として実績報告をしていた。</p>		

団 体 名	独立行政法人国立病院機構東佐賀病院		
所 在 地	三養基郡みやき町大字原古賀 7324		
監査執行年月日	平成 25 年 7 月 16 日		
監査執行者 (書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県結核病棟整備事業費補助金
		補助事業費	288,538,219 円
		補助金交付額	144,268,000 円
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>		

団 体 名	一般社団法人佐賀県薬剤師会		
所 在 地	佐賀市本庄町大字本庄 1269-1		
監査執行年月日	平成25年10月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県薬剤師臨床技術向上事業費補助金
		補助事業費	8,602,491 円
		補助金交付額	8,602,000 円
所 管 課	薬務課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業の効果発現が遅れていた。 補助金交付申請書では、研修会を3回実施することとされていたが、研修会は1回しか開催されていなかった。 補助事業の効果が早期に発現されるよう、事業決定後は速やかに機器類を整備のうえ、計画的に研修会を開催するべきであった。</p>		

団 体 名	株式会社ゼネシス		
所 在 地	東京都中央区銀座五丁目11番14号		
監査執行年月日	平成25年10月22日		
監査執行者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県再生可能エネルギー等事業化支援事業費補助金
		補助事業費	15,844,500 円
		補助金交付額	7,922,250 円
所 管 課	新エネルギー課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	特定非営利活動法人技術交流フォーラム		
所 在 地	佐賀市久保泉町大字上和泉 3114-3		
監査執行年月日	平成25年9月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県再生可能エネルギー等事業化支援事業費補助金
		補助事業費	8,154,142 円
		補助金交付額	4,077,071 円

所 管 課	新エネルギー課
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。

団 体 名	天生水産株式会社		
所 在 地	唐津市中瀬通1番地の6		
監査執行年月日	平成25年7月12日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	平成24年度佐賀県工場等立地促進補助金
		補助事業費	579,366,347 円
		補助金交付額	52,849,000 円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社佐賀IDC		
所 在 地	佐賀市中の小路5番5号		
監査執行年月日	平成25年7月8日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	平成24年度佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金
		補助事業費	21,130,546 円
		補助金交付額	10,565,000 円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社ビジョン		
所 在 地	東京都新宿区六丁目5番1号 新宿アイランドタワー5階		
監査執行年月日	平成25年11月13日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		

財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成24年度佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金
		補助事業費	69,490,255 円
		補助金交付額	36,772,000 円
所管課	企業立地課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	佐賀県職業能力開発協会		
所在地	佐賀市成章町1-15		
監査執行年月日	平成25年6月17日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県職業能力開発協会補助金
		補助事業費	57,739,981 円
		補助金交付額	27,291,000 円
所管課	雇用労働課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	小城商工会議所		
所在地	小城市小城町松尾4032番地5		
監査執行年月日	平成25年7月4日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金
		補助事業費	47,834,385 円
		補助金交付額	28,953,293 円
所管課	商工課		
監査の結果	<p>事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 給与規則で、見直しを要するものがあった。</p> <p>① 給料表の等級毎に基準となるべき標準的な職務の級の分類を、当商工会議所の給与規則別表第2において定めているが、規定の整備が遅れたまま別表に定める等級ごとの役職と異なる運用を行っているものがあった。</p>		

	② 時間外勤務手当の端数処理で、当商工会議所の給与規則では、確定金額に端数がある場合は 50 銭未満は切捨て、50 銭以上は切上げすることとされているが、運用では1時間当たりの給与単価（給与月額から算定した1時間当たりの給与額に支給率を乗じたもの）を算定する際に端数処理（円未満切上げ）をしていた。
--	---

団 体 名	鹿島商工会議所		
所 在 地	鹿島市大字高津原 4296 番地 41		
監査執行年月日	平成 25 年 7 月 8 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金
		補助事業費	44,834,010 円
		補助金交付額	29,406,628 円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県信用保証協会		
所 在 地	佐賀県佐賀市松原一丁目 2 番 35 号		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 2 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県信用保証料補給費補助事業
		補助事業費	159,691,866 円
		補助金交付額	159,691,866 円
	損失補償	損失補償事業名	佐賀県中小企業信用保証損失補償事業
		補償事業費	311,685,155 円
		補償金交付額	132,930,953 円
		補償残高 (H24 年度末)	7,969,438,000 円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 損失補償事業は計画どおり完了し、補償金は目的に沿って執行されていた。</p>		

団 体 名	佐賀玄海漁業協同組合		
所 在 地	唐津市海岸通 7182 番地 233		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 4 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県漁業協同組合併施設整備費補助金
		補助事業費	27,259,785 円
		補助金交付額	12,626,000 円
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	鹿島嬉野森林組合		
所 在 地	佐賀県嬉野市塩田町大字谷所 2421 番地 1		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 17 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助事業費	19,874,000 円
		補助金交付額	8,226,800 円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	武雄杵島森林組合		
所 在 地	武雄市武雄町大字武雄 4167-2 番地		
監査執行年月日	平成 25 年 11 月 8 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助事業費	7,737,600 円
		補助金交付額	3,270,350 円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業の事業管理で、適正でないものがあった。 佐賀県造林事業実施要領運用規程において、写真は、施行地、施業内容</p>		

	(間伐率、枝下高等を含む)、黒板等で分かるように撮影することとされているが、施行地、施業内容が撮影されていないものや、撮影されていないものの不鮮明なものがあった。
--	---

団 体 名	佐賀東部土地改良区		
所 在 地	神埼市千代田町直鳥 1425-1		
監査執行年月日	平成25年6月17日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県営かんがい排水淡水切替助成事業
		補助事業費	33,872,361 円
		補助金交付額	33,872,361 円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	上場土地改良区		
所 在 地	唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成25年10月31日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	土地改良事業負担金総合償還対策事業 (中山間地土地改良事業負担金償還助成事業)
		補助事業費	31,169,755 円
		補助金交付額	5,639,436 円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	JR九州バス株式会社		
所 在 地	福岡県福岡市博多区堅粕二丁目22番2号		
監査執行年月日	平成25年9月9日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		

財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県バス運行対策費補助金 (路線維持費補助金)
		補助事業費	21,996,000 円
		補助金交付額	10,998,000 円
		補助事業名	佐賀県バス運行対策費補助金 (車両減価償却費等補助金)
		補助事業費	10,358,000 円
		補助金交付額	5,179,000 円
所 管 課	新幹線・地域交通課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	西鉄バス佐賀株式会社		
所 在 地	佐賀市駅前中央三丁目3番10号		
監査執行年月日	平成25年9月11日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県バス運行対策費補助金 (路線維持費補助金)
		補助事業費	30,212,000 円
		補助金交付額	15,106,000 円
所 管 課	新幹線・地域交通課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	松浦鉄道株式会社		
所 在 地	長崎県佐世保市白南風町1-10		
監査執行年月日	平成25年10月1日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県松浦鉄道施設整備事業
		補助事業費	295,777,097 円
		補助金交付額	24,524,000 円
所 管 課	新幹線・地域交通課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	全日本空輸株式会社		
所 在 地	東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター		
監査執行年月日	平成25年11月12日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成24年度佐賀空港ハイジャック等 防止検査・監視業務補助金交付事業
		補助事業費	48,970,412 円
		補助金交付額	24,485,206 円
		補助事業名	平成24年度佐賀空港夜間駐機費 補助金交付事業
		補助事業費	73,473,021 円
		補助金交付額	22,041,906 円
所 管 課	空港課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社タビックスジャパン		
所 在 地	東京都中央区八丁堀1-2-8 タビックスビル3F		
監査執行年月日	平成25年11月13日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成24年度佐賀県誘客連携促進事業費 補助
		補助事業費	5,402,000 円
		補助金交付額	5,402,000 円
所 管 課	空港課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	松浦通運株式会社		
所 在 地	佐賀県唐津市紺屋町1691番地6		
監査執行年月日	平成25年9月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成23年度佐賀県港湾機能施設整備 事業費補助金
		補助事業費	167,816,000 円
		補助金交付額	50,000,000 円

所 管 課	港湾課
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業の年度繰越に伴う現年度の出来高に関する実績報告書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 実績報告書の添付書類である補助事業決算明細書に記載漏れ及び記載誤りがあった。</p> <p>① 補助対象経費（計画）欄が空欄となっていた。</p> <p>② 補助対象経費欄の値引き額 17,700,000 円が、補助対象外経費に係る値引き額を含んだ金額となっていた。</p> <p>(3) 取得財産等管理台帳が整備されていなかった。</p> <p>補助金等交付要綱では取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、管理することとされているが、台帳を整備していなかった。</p>

団 体 名	佐賀県プロサッカー振興協議会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目 1 番 59 号		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 10 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	負担金	負 担 事 業 名	佐賀県プロサッカー振興協議会負担金
		負担事業費	21,809,203 円
		負担金交付額	20,000,000 円
所 管 課	スポーツ課		
監 査 の 結 果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	さが桜マラソン大会代表団体 株式会社佐賀新聞社		
所 在 地	佐賀市天神三丁目 2 番 23 号		
監査執行年月日	平成 25 年 8 月 20 日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	負担金	負 担 事 業 名	さが桜マラソン開催事業費負担金
		負担事業費	163,521,528 円
		負担金交付額	10,000,000 円
所 管 課	スポーツ課		

監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	さがものづくり振興協議会		
所在地	佐賀市成章町1-15		
監査執行年月日	平成25年8月22日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	さがものづくり振興協議会負担金
		負担事業費	11,119,723 円
		負担金交付額	7,610,000 円
所管課	雇用労働課		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団体名	新うまい佐賀のりづくり運動推進本部		
所在地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成25年10月10日		
監査執行者	監査委員 田中 俊雄		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	新うまい佐賀のりづくり運動推進本部負担金
		負担事業費	11,683,667 円
		負担金交付額	5,000,000 円
所管課	流通課		
監査の結果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 予算の編成手続に係る規定で、見直しを要するものがあった。 6月に開催されている本部委員会の前に必要な4月から6月分の予算について、暫定収支予算が作成され、書面議決により承認されているが、書面議決について規約等に定められていなかった。</p>		

団 体 名	有明佐賀空港活性化推進協議会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成25年8月22日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	有明佐賀空港活性化推進協議会負担金
		補助事業費	71,547,000 円
		補助金交付額	71,547,000 円
所 管 課	空港課		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事業の執行手続きで、適正でないものがあった。 当協議会では、平成24年9月の尖閣問題を受け、上海利用者が激減したことから、急遽、上海便ツアー創出支援事業に取り組むこととなった。その際、事業実施に早急に取り組むため、協議会規約に定める事業計画の変更及び補正予算の作成をしないままに、予算の流用で事業を実施しているものがあった。 協議会規約では、「会長は、総会及び理事会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について専決することができる。」と規定されているが、手続きが取られないままに、事業が実施されていた。 事業名：佐賀空港活用上海便ツアー創出支援事業広告費助成金 平成24年度支出額：1,786,515 円(11件)</p> <p>(2) 協議会会計規程に定める出納整理期間(4月30日)を越えて会計処理をしているものがあった。 支出件数 6件 支出額 1,728,074 円 前渡金精算 2件 返納額 6,285 円</p> <p>(3) 契約事務で適正でないものがあった。 ① 契約書の契約内容に記載誤りがあった。 件 名：日刊新聞紙面広告(契約額1,612,800 円) 掲載回数：全3段・月1回 計12回(正)→10回(誤) 3段1/2・月3回 計36回(正)→30回(誤) ② 契約内容の一部で契約条件に従って履行されていないものがあった。 朝夕2回のラジオスポットCM契約であるにもかかわらず、契約期間28日間のうち6日間は朝2回のCMとなっており、夕方のCM履行がなされていなかった。 ③ 請書を提出させていないものがあった。 会計規程では50万円を超える契約では請書を提出させる必要があるが、これを怠っているものがあった。 有明佐賀空港アクセス対策PRチラシ・ポスターの製作 (契約額732,270 円)</p>		

団 体 名	平成 25 年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目 1 番 59 号		
監査執行年月日	平成 25 年 11 月 1 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	負担金	負 担 事 業 名	平成 25 年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県実行委員会負担金
		負担事業費	19,051,729 円
		負担金交付額	19,037,646 円
所 管 課	学校教育課（全国高校総体推進室）		
監 査 の 結 果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県農業協同組合			
所 在 地	佐賀県佐賀市栄町 2 番 1 号			
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 9 日			
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史			
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	農業近代化資金利子補給事業	
		補助事業費	16,193,223 円	
		補助金交付額	16,193,223 円	
	貸付金	貸 付 事 業 名	就農施設等資金貸付金（平成 24 年度貸付）	
		貸付事業費	16,507,000 円	
		貸付金交付額	16,480,000 円	
		平成 24 年度末 貸付残高	375,116,583 円	
所 管 課	生産者支援課			
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【農業近代化資金利子補給事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補給金交付申請書の提出が遅れていた。 7月20日付で提出された上期の補給金交付申請書に不備が多く、補正に時間を要し、正式に受け付けられたのが3月29日であった。 提出期限 平成24年7月20日 受理日 平成25年3月29日</p> <p>2 貸付事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p>			

	<p>【就農施設等資金貸付金関係】</p> <p>(1) 繰上償還手続きで、遅延しているものがあつた。 借り受けた就農施設資金に余剰が生じたときには、就農支援資金佐賀県貸付金貸付等要領に基づき、速やかに繰上償還すべきところを、繰上償還手続きが遅延しているものがあつた。</p>
--	--

団 体 名	佐賀県森林組合連合会		
所 在 地	佐賀市本庄町大字本庄 278-4		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 11 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	貸付金	貸付事業名	森林組合振興資金等貸付金
		貸付事業費	914,630,000 円
		貸付金交付額	100,000,000 円
		平成 24 年度末 貸付残高	0 円
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行され、県に対する負債として適正に管理されていた。		

3 公の施設の指定管理団体

団 体 名	一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会		
所 在 地	唐津市栄町 2588 番地 1		
監査執行年月日	平成 25 年 7 月 22 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県解放会館
		委 託 額	17,465,000 円
所 管 課	人権・同和対策課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	セイカスポーツグループ		
所 在 地	鹿児島市宇宿 2-18-27		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 25 日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県総合運動場 佐賀県総合体育館 市村記念体育館
		委 託 額	170,240,313 円
所 管 課	スポーツ課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体		
所 在 地	武雄市武雄町大字永島 16351 番地		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 18 日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧 石丸 博		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立宇宙科学館
		委 託 額	290,900,000 円
所 管 課	文化課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 公有財産施設使用許可に関する取扱いで、適正でないものがあった。</p>		

	<p>館内利用者の利便性を確保するため、館内（一階部分）で飲食業務を出店させていたが、管理運営に関する協定書に定める県に対する行政財産の目的外使用許可申請がなされていなかった。</p> <p>(2) 施設の維持管理業務委託で、適正でないものがあった。</p> <p>① 施設の維持管理業務委託契約書で、業務の範囲及び処理の基準は、別途仕様書で定めることとされているが、仕様書が保管されておらず、業務内容が委託業者任せとなっているものがあった。</p> <p style="padding-left: 40px;">契約の相手方 (株)マベック</p> <p style="padding-left: 40px;">契約金額 49,563,360 円</p> <p style="padding-left: 40px;">業務内容 設備運転管理業務他 25 件</p> <p>② 維持管理業務のうち、「特殊建築物定期調査報告業務」の業務完了報告書を受領していなかった。</p> <p style="padding-left: 40px;">調査実施時期 平成 24 年 11 月</p> <p style="padding-left: 40px;">契約額 226,800 円</p>
--	---

団 体 名	みんなの森・らららグループ北山少年自然の家運営共同事業体		
所 在 地	佐賀県佐賀市富士町大字大串 626 番地		
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 30 日		
監 査 執 行 者	監査委員 三竿 博史		
財 政 的 援 助 内 容	公の施設の	施 設 名	北山少年自然の家
	管 理	委 託 額	65,470,000 円
所 管 課	まなび課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 備品の管理で、適正でないものがあった。</p> <p style="padding-left: 40px;">事務用のパソコンが壊れて使用できなくなったため倉庫に保管されていた。県に報告のうえ処分等について協議が必要であった。</p> <p>(2) 管理運営業務仕様書で示された内容を満たしていないものがあった。</p> <p style="padding-left: 40px;">管理運営業務仕様書で、貸与する車両にかかる自動車保険については、対人・対物は無制限、搭乗者は1千万円以上に加入することとされているが、搭乗者保険に加入していなかった。</p>		

団 体 名	社会福祉法人佐賀ライトハウス		
所 在 地	佐賀市天神一丁目4番16号		
監査執行年月日	平成25年7月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立点字図書館
		委 託 額	22,807,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会		
所 在 地	佐賀市大和町大字久池井3669番地		
監査執行年月日	平成25年8月1日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県射撃研修センター
		委 託 額	3,927,000 円
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事業報告の一部に誤りがあった。 管理運営業務の実施状況に係る報告内容で、下記のとおり誤りがあった。</p> <p>① 管理者の経歴又は資格における銃所持歴及び狩猟歴は36年であるにもかかわらず、35年と記載していた。</p> <p>② 施設の休場日が毎週火曜日・水曜日・木曜日となるのは、11月15日から翌年2月15日までの間であるにもかかわらず、1月15日から翌年2月15日までと記載していた。 また、年末年始休場日は12月29日から1月3日であるにもかかわらず、2月29日から1月3日までと記載していた。</p> <p>③ 自主事業業務の実包販売について、年間計画個数は75,000個であるにもかかわらず、50,000個と記載していた。</p>		

団 体 名	株式会社マベック		
所 在 地	佐賀市新中町 11 番 18 号		
監査執行年月日	平成 25 年 7 月 30 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼 市、基山町及びみみやき町に存する県営住宅 など
		委 託 額	281,904,000 円
所 管 課	建築住宅課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	川原建設株式会社		
所 在 地	伊万里市二里町八谷搦 115-10		
監査執行年月日	平成 25 年 7 月 26 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、有田 町及び大町町に存する県営住宅など
		委 託 額	143,240,000 円
所 管 課	建築住宅課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に 是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実施状況の報告で、誤っているものがあつた。 県営住宅等の管理に関する協定書に基づき管理業務の実施状況の報告を 行っているが、このうち、県営住宅使用料及び駐車場使用料の収納状況報 告について、一部に記載を誤っていた。 平成 24 年度の唐津管理室の収納状況 (誤) 277,300 円 (正) 371,900 円</p>		

団 体 名	さが 2 1 県民の森管理運営共同事業体		
所 在 地	佐賀市富士町大字藤瀬 724 番地の 4		
監査執行年月日	平成 25 年 10 月 30 日		
監 査 執 行 者	監査委員 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立 2 1 世紀県民の森
		委 託 額	15,098,000 円

所 管 課	森林整備課
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 施設の管理で改善を要するものがあった。 森林学習展示館の管理に関し、事業計画では森林インストラクター1名を常時配置することとしているが、森林インストラクターの資格が無い職員のみが配置されている日があった。(平成24年5月9日、5月12日、5月18日等)</p> <p>(2) 事業報告書に誤りがあった。 事業報告書の受託事業収支明細書の支出区分合計額に、団体の正味財産増減計算書内訳表の県有施設管理事業支出合計額18,046,875円を記載すべきところ、誤って15,498,000円と記載し、支出区分額の内訳にも誤りがあった。 また、事業計画書に自主事業に係る収支計画書が添付されていたが、自主事業に係る収支決算が報告されていなかった。</p>

所管課・関係課ごとの監査結果

1 出資団体関係

所 管 課	男女参画・県民協働課		
団 体 名	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	20,000,000 円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立男女共同参画センター
監 査 の 結 果	<p>【出資関係】</p> <p>(1) センター業務委託の進行管理で、不十分なものがあつた。</p> <p>男女共同参画センター事業委託の変更協議で、団体では県との協議記録が保存されておらず、書面での変更承認時期が事業終了後となっていた。</p> <p>事業の執行は平成 23 年度までは、指定管理業務の中で実施されていたが、平成 24 年度から県の業務委託に変更されている。</p> <p>県は、事業実施に当たり、団体から事業実施計画書の徴取や工程会議を開催するなどして、団体との緊密な連携の下に委託事業の進行管理を徹底されたい。</p> <p>業務委託名： 男女共同参画センター事業のうち、県民グループ派遣・招へい事業</p> <p>変更内容：</p> <p>変更前 派遣グループ数：国内編 2 グループ、海外編 2 グループ</p> <p>変更後 派遣グループ数：国内編 1 グループ、海外編 2 グループ</p> <p>なお、派遣グループの減少に伴う経費については、海外招へい事業の経費に充当する。</p> <p>変更協議の時期：</p> <p>団体から委託内容の変更協議 平成 25 年 3 月 1 日</p> <p>県からの委託内容の変更承諾 平成 25 年 3 月 5 日</p>		

所 管 課	医務課		
団 体 名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館 (現 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館)		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	2,316,978,749 円
	補助金	補 助 事 業 名	県立病院移転改築事業費補助
		補助事業費	6,966,833,650 円
		補助金交付額	1,044,925,000 円
		補 助 事 業 名	佐賀県医療施設耐震改修事業費補助
		補助事業費	4,929,002,000 円
		補助金交付額	547,322,000 円
貸付金	貸 付 事 業 名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館貸付 (平成 24 年度貸付)	
	貸付事業費	14,940,736,000 円	

		貸付金交付額	12,030,000,000 円
		平成 24 年度末 貸付残高	16,539,000,000 円
		貸付事業名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館債権 (平成元年度～平成 21 年度貸付)
		平成 24 年度末 貸付残高	1,329,589,204 円
	負担金	負担事業名	県立病院移転改築事業負担金
		負担事業費	801,777,000 円
		負担金交付額	801,777,000 円
		負担事業名	県立病院好生館運営費負担金
		負担事業費	909,909,000 円
		負担金交付額	909,909,000 円

監査の結果

【県立病院移転改築事業負担金関係】

(1) 負担金の算定で、控除すべき補助金収入の算定を誤り、平成 24 年度の負担金額を過大に支出しているものがあつた。

負担金 過大支出額 3,369,000 円

県立病院移転改築事業負担金算定表 (円)

		既交付額	再調査額	過大支出額
新病院建設事業費 (A)		15,071,283,000	15,071,283,000	
事業費から 控除するもの	企業債(ア)	12,030,000,000	12,030,000,000	
	補助金等(イ)	1,800,813,000	1,807,551,000	
	(うち耐震化補助金)	(540,594,000)	(547,332,000)	
	佐賀市負担金(ウ)	331,504,000	331,504,000	
	病院留保資金(エ) (移転事務費の一部)	99,490,000	99,490,000	
	合計(B)=(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	14,261,807,000	14,268,545,000	
負担金算定基礎額(C)=(A)-(B)		809,476,000	802,738,000	
負担金算定額(D)=(C)×1/2		404,738,000	401,369,000	
佐賀市負担金(E)		331,504,000	331,504,000	
企業債償還金(F)		65,535,000	65,535,000	
負担金合計額(G)=(D)+(E)+(F)		801,777,000	798,408,000	3,369,000

所 管 課	新産業・基礎科学課		
団 体 名	公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	8,000,000 円
	補助金	補 助 事 業 名	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助
		補助事業費	99,155,660 円
		補助金交付額	99,155,660 円
		補 助 事 業 名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助
		補助事業費	28,565,113 円
		補助金交付額	27,533,313 円
		補 助 事 業 名	佐賀県技術振興等補助
		補助事業費	27,156,821 円
		補助金交付額	27,156,821 円
	損失補償	損失補償事業名	さが農商工連携応援ファンド事業資金損失補償
平成24年度末補償残高		510,000,000 円	
	貸付金	貸 付 事 業 名	さが農商工連携応援基金事業資金貸付(平成21年度貸付)
		平成24年度末貸付残高	2,010,000,000 円
		貸 付 事 業 名	さが中小企業応援基金事業費貸付(平成20年度貸付)
		平成24年度末貸付残高	1,050,000,000 円
		貸 付 事 業 名	創造的中小企業創出支援事業費貸付(平成15年度貸付)
		平成24年度末貸付残高	20,000,000 円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県地域産業支援センター
		委 託	4,114,875 円
		施 設 名	佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター
		委 託 額	353,696,000 円
監 査 の 結 果	<p>【公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金の交付事務で、検討を要するものがあった。 この補助金は、運営費に係るものであり、年度末まで事業が実施されているため、年度内に履行確認が困難であると思われる。全額概算払での支払いを検討されたい。</p>		

所 管 課	林業課		
団 体 名	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	605,266,000 円
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県森林整備加速化・林業再生事業
		補助事業費	10,385,270 円
		補助金交付額	9,988,000 円
監 査 の 結 果	<p>【出資団体関係】</p> <p>(1) 団体に対する指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>団体が平成 24 年度において、林業課内に事務所として前年度より 1 名増となる 3 名分を占有するにあたり、行政財産使用許可の変更等、必要な措置をとるよう指導していなかつた。</p>		

所 管 課	道 路 課		
団 体 名	佐賀県道路公社		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	7,490,000,000 円
	債務保証	債 務 保 証 事 業 名	政府、公営企業金融公庫又は金融機関が佐賀県道路公社に融資する道路事業資金に対する債務保証
		平成 24 年度末保証残高	6,701,487,897 円
	貸付金	貸 付 事 業 名	有料道路運営資金貸付 (昭和 55 年度貸付)
		平成 24 年度末貸付残高	449,762,992 円
監 査 の 結 果	<p>【出資団体関係】</p> <p>(1) 団体への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>団体の会計処理に適正を欠くものが認められたことから、指導を徹底されたい。</p>		

所 管 課	警察本部組織犯罪対策課		
団 体 名	公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	200,000,000 円
監 査 の 結 果	<p>(1) 公益財団法人佐賀県暴力追放推進センター補助金に係る交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>実績報告書に事業成果が把握できる書面を添付させるべきところ、事業計画書を添付させる様式になっていた。</p>		

2 補助金等交付団体関係

所 管 課	消防防災課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	公益財団法人佐賀県消防協会県費補助金
		補助団体数	公益財団法人佐賀県消防協会
		補助事業費	8,247,644 円
		補助金交付額	3,240,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>		

所 管 課	男女参画・県民協働課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県新しい公共の場づくりのためのモデル事業
		補助団体数	武雄市 I C T 寺子屋人材育成事業協議会 ほか4 団体
		補助事業費	41,515,347 円
		補助金交付額	31,545,000 円
監査実施団体数	2 団体		
監査の結果	<p>(1) 団体に対する指導で、不十分なものがあつた。 本事業は、国が示す実施要領では、事業実施主体となる協議体の要件として、協議体の意思決定方法や協議体の運営に関して必要な事項を定めた規約その他の規程が作成されていることとされている。 これらの規程は、本モデル事業の事務手続を適正に行うために必要不可欠なものであり、モデル事業として他の範となりうるためにも、これらの規程を整備するとともに、定めた規程により適正に事業を実施していく必要がある。 しかしながら、団体では会計規程等が未整備であつたり、規程で定めたルールに基づいた運営がされていないものや構成員との間における精算事務が遅れていたりするものが認められるので、指導を徹底されたい。 また、団体の構成員から事務所を借り受けているが、賃貸借契約を締結していないものや、領収書が一部未整備のものがあつたり、証拠書類の整備、保管についても、指導を徹底されたい。</p>		

所 管 課	人権・同和対策課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	部落解放同盟佐賀県連合会補助金
		補助団体数	部落解放同盟佐賀県連合会
		補助事業費	42,107,964円
		補助金交付額	37,194,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請書への効果の記載の定めがなかつた。</p>		

所 管 課	人権・同和対策課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	全日本同和会佐賀県連合会補助金
		補助団体数	全日本同和会佐賀県連合会
		補助事業費	33,649,996円
		補助金交付額	30,245,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 ① 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請書への目的、内容及び効果の記載の定めがなかつた。 ② 同様に実績報告書に事業効果の記載の定めがなかつた。</p> <p>(2) 団体への指導で、不十分なものがあつた。 ① 旅費算定にあたり、規程の基準から特別調整が必要となる場合には、理由などを明示した伺い書を作成のうえ、上司の承認を得るなどの確な事務処理を行うよう団体を指導されたい。 ② 通勤手当を事務局職員3名に対して一律9,000円が支給されているが、通勤距離、通勤手段を勘案した支給方法を検討するよう団体を指導されたい。</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助団体数	学校法人佐賀マリア学園ほか74団体
		補助事業費	3,577,108,000円
		補助金交付額	1,587,098,000円
監査実施団体数	3団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付申請書等の審査及び団体への指導で、不十分なものがあつた。</p>		

	<p>補助金算定の基礎となる園児数を本来より多い人数で申請書等が提出され、過大な補助金の交付となっていたものがあつた。</p> <p>所管課においては補助金交付申請書等の審査及び団体への指導を徹底されたい。</p> <p>また、書面だけではこうした誤りの確認には限界もあり、実地に確認するよう努められたい。</p> <p>(2) 実績報告書の審査及び団体への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書で、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて報告されているものがあつた。所管課においては実績報告書の審査及び団体への指導を徹底されたい。</p>
--	--

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校施設設備整備事業費補助
		補助団体数	学校法人旭学園ほか19団体
		補助事業費	2,964,969,440円
		補助金交付額	334,575,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の交付決定が遅延しているものがあつた。</p> <p>平成24年4月17日付けで補助金交付申請書が提出されているにもかかわらず、平成24年7月20日付けで補助金の交付決定がされていた。</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助団体数	学校法人旭学園ほか8団体
		補助事業費	5,567,017,000円
		補助金交付額	2,451,503,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の算定を誤り過大に交付しているものがあつた。</p> <p>補助金変更交付申請の際に、所管課は、調整割算定のための資料として、教員の研修への派遣人員を報告させているが、実人員、延べ人員のどちらを記載すべきかを明示していなかった。また、参加者名簿などにより、実人員を確認していなかった。このため、調整割の算定を誤り、137,000円の補助金を過大に交付していた。</p> <p>(2) 実績報告書の審査及び団体への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書で、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて</p>		

	<p>報告されているものがあつた。実績報告書の審査及び団体への指導を徹底されたい。</p> <p>(3) 補助対象経費から除くことを検討すべきものがあつた。 自転車用ステッカー代（印刷製本費 49,875 円）については、補助対象経費に含まれているが、その配付に当たり生徒から負担金を徴収しているため、補助活動に要する経費と同様に補助対象経費から除くことを検討されたい。</p> <p>(4) 補助金の早期交付のための方法を検討されたい。 当該補助事業は、運営費の補助であり、高額であることから、補助金の早期交付ができるような方法を検討されたい。</p> <p>平成 24 年度の実績は次のとおり</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>補助金交付申請</td> <td>平成 24 年 7 月 27 日</td> </tr> <tr> <td>補助金交付決定</td> <td>8 月 13 日</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td>8 月 24 日（当初交付決定額の 1/2）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 月 7 日 ”</td> </tr> <tr> <td>補助金変更交付決定</td> <td>平成 25 年 3 月 19 日</td> </tr> <tr> <td>補助金交付</td> <td>3 月 29 日（変更分）</td> </tr> </table>	補助金交付申請	平成 24 年 7 月 27 日	補助金交付決定	8 月 13 日	補助金交付	8 月 24 日（当初交付決定額の 1/2）		11 月 7 日 ”	補助金変更交付決定	平成 25 年 3 月 19 日	補助金交付	3 月 29 日（変更分）
補助金交付申請	平成 24 年 7 月 27 日												
補助金交付決定	8 月 13 日												
補助金交付	8 月 24 日（当初交付決定額の 1/2）												
	11 月 7 日 ”												
補助金変更交付決定	平成 25 年 3 月 19 日												
補助金交付	3 月 29 日（変更分）												

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立高等学校授業料減免補助
		補助団体数	学校法人旭学園ほか5団体
		補助事業費	45,717,100 円
		補助金交付額	33,002,750 円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金取扱要領で、改正を要するものがあつた。 補助金交付要綱に規定する補助の対象となる保護者等の区分に応じて、それぞれ補助対象期間を補助金取扱要領において定めるべきところを、定めていないものがあつた。</p> <p>(2) 補助金交付申請書の審査が不十分だった。 補助金交付に当たり、添付すべき書類が不足している補助金交付申請書を受取り、補助金を交付していた。所管課においては、審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県教育改革推進特別経費補助
		補助団体数	学校法人旭学園ほか8団体
		補助事業費	27,425,293円
		補助金交付額	25,488,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金
		補助団体数	学校法人旭学園ほか46団体
		補助事業費	191,697,077円
		補助金交付額	109,947,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 補助金の交付対象経費から、市町からの補助金収入相当額を除くよう指導しているが、補助金交付要綱にその旨を規定していなかった。</p>		

所 管 課	有明海再生・自然環境課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	特定非営利活動法人有明海再生機構 調査研究支援事業費補助金
		補助団体数	特定非営利活動法人有明海再生機構
		補助事業費	11,338,124円
		補助金交付額	5,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業者の指導で、不十分なものがあつた。 会計規程が整備されていなかった。指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 ① 法定健康診断に要する費用を補助対象経費として認めているが、補助金交付要綱第2条（交付の対象経費及び補助金額）では、それらの費用を補助対象経費として定めていなかった。 ② 当事業は、「補助」であるにもかかわらず、「助成」と規定しているものが数多くあつた。</p>		

	<p>また、「補助金交付請求書」と規定すべきであるにもかかわらず、「補助金交付申請書」と規定しているものがあつた。</p> <p>(3) 補助金の交付決定が遅延していた。 補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、20日とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに41日を要していた。 交付申請年月日 平成24年4月27日 交付決定年月日 平成24年6月7日</p>
--	--

所 管 課	循環型社会推進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業 (平成22年度分)
		補助団体数	株式会社鶴松造園建設ほか2団体
		補助事業費	101,100,000円
		補助金交付額	30,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付申請書等の審査及び補助事業者への指導を徹底すべきものがあつた。</p> <p>① 中古設備導入に係る交付申請の審査で留意すべきものがあつた。 中古の設備も補助対象としているが、補助金交付申請書の審査に当たって、中古設備の価額の妥当性を評価し、その結果を記録に残されたい。 この中古設備審査の結果記録については、平成20年度の監査でも指摘し、今後は適切な事務処理を行うと報告していたが、改善されていなかった。</p> <p>② 補助対象事業指定申請書及び実績報告書に添付された収支計画書の審査が十分になされておらず、誤った数値のまま受理していた。</p> <p>③ 補助事業者に対し、補助対象設備の購入に際して購入に関する諸条件を書面で確認できるよう、契約書の作成を指導されたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 取得財産の処分制限期間については、要綱上、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表1の規定による」とされているが、別表1では機械及び装置に関する処分制限期間が定められていない。機械及び装置の処分制限期間が明確になるよう要綱を改正されたい。</p>		

所 管 課	スポーツ課		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	佐賀県プロサッカー振興協議会負担金
		負担団体名	佐賀県プロサッカー振興協議会
		負担事業費	21,809,203 円
		負担金交付額	20,000,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 規約等の見直しについて指導を要するものがあつた。</p> <p>県職員が事務局を担っている協議会については、平成 22 年 3 月に定められた「協議会の設置及び運営に関する基本指針」に基づき、必要な見直しを行うこととされているが、見直しが不十分なものがあつた。</p> <p>この基本指針では、会長の権限と事務局長の権限を明記し、総会の決定事項でなくても重要な事項について事務局長だけでは決められないようにすることとされているが、この協議会の事務局規程では、諸規定の制定及び改廃、予算に関することなど、ほとんどの事務処理が事務局長の権限となっており、予算執行の透明性、けん制機能が働くよう決裁規程の制定を含め、規約等の見直しについて指導されたい。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備事業
		補助団体数	社会福祉法人寿楽園ほか 2 団体
		補助事業費	2,044,267,500 円
		補助金交付額	670,813,000 円
監査実施団体数	2 団体		
監査の結果	<p>(1) 団体に対する指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>団体では補助事業の実施にあたり、建設資金の借入に際し補助財産を担保に供しているが、補助金交付要綱に従い知事の承認手続きを適切に行うよう指導する必要があるがあつた。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金
		補助団体数	社会福祉法人慈恵会ほか 23 団体
		補助事業費	860,074,285 円
		補助金交付額	564,920,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業者に対する利用者の収入認定事務の指導を徹底されたい。</p> <p>利用者に係る事務費徴収額は、その前年度の収入によって補助事業者が</p>		

	<p>決定することとなっている。この補助事業者が行う収入認定事務の誤りについては、繰り返し指摘しているところであり、指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金交付事務で検討を要するものがあった。 補助金交付要綱では、補助事業者は交付決定後に、利用者の増減等、事業の変更があった場合は12月末までに変更の申請を行うこととなっている。このため、1月以降に利用者の増があり、利用者の徴収額を減免した場合には、変更申請はできず補助金の増額が認められない。 利用者の増にできるだけ対応できるよう事業変更の申請期限の見直しを検討されたい。</p> <p>(3) 補助金の交付決定が遅延していた。 補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに134日を要していた。 交付申請年月日 平成24年5月31日 交付決定年月日 平成24年10月12日</p> <p>(4) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金等の交付の条件で、要綱に定められていないものがあった。 ① 補助事業等に要する経費の配分の変更又は補助事業等の内容の変更（知事の定める変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。 ② 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。</p>
--	--

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費（基盤整備事業等）補助金
		補助団体数	社会福祉法人なごむ会ほか29団体
		補助事業費	172,030,356 円
		補助金交付額	122,006,000 円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の額の確定時の実績報告書の審査及び現場確認が不十分で、補助金を過大に交付しているものがあった。 施設の大規模改修工事の補助金で、施設内に補助対象施設と補助対象外施設（一般事業所）が混在した建物となっていたが、補助事業者は、工事の内容に変更が生じたにもかかわらず、補助金変更承認申請書を提出しな</p>		

いままに、補助対象外経費を含めて実績報告書を提出し、所管課は、額の確定に際し、現場での確認を行わずに、補助金を過大に交付していた。

	補助金申請額	実績報告額	再調査額
対象経費の支出額(A)	20,172,275	20,135,000	18,754,460
補助対象外経費 (B)	0	0	1,380,540
総事業費 (C) = (A) + (B)	20,172,275	20,135,000	20,135,000
寄付金その他の収入予定額 (D)	0	0	0
補助対象経費 (E) = (A) - (D)	20,172,275	20,135,000	18,754,460
補助基準額 (F)	20,000,000	20,000,000	20,000,000
交付決定額 (G) (F)と(E)とを比較して少ない方の額 (千円未満切捨て)	20,000,000	(a) 20,000,000	(b) 18,754,000
補助金過大交付額 (H) = (a) - (b)	—	—	1,246,000

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費(障害者地域移行体制強化事業関係)補助金
		補助団体数	特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家
		補助事業費	6,781,076 円
		補助金交付額	6,750,000 円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	(1) 補助事業者への指示、指導で不十分なものがあつた。 事業実施要綱に定めるモデル事業実施報告が県に提出されていなかったが、事業者に対する指示、指導を行っていない。補助事業者への指示、指導を徹底されたい。		

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金
		補助団体数	社会福祉法人東方会ほか6団体
		補助事業費	1,199,236,429円
		補助金交付額	510,632,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 団体への指導で、不十分なものがあった。</p> <p>① 補助事業の進捗管理が不十分なものがあった。 事業の進捗管理が十分でなかったために、繰越手続きなどを行わず、年度末の工事出来高額を補助対象経費の実支出額として、補助金額を算定し、当初の補助金交付決定額より1,295千円を減額交付し、団体の資金計画にも影響を与える結果となっているものがあった。 今後は、工事進捗報告について、具体的な工程計画等の審査を的確に実施するなど、計画された補助事業が確実に進められるよう、団体に対する指示、指導を徹底されたい。</p> <p>② 団体に対する指導を適切に行うべきものがあった。 補助事業により取得した財産について、知事の承認を得ずに抵当権を設定し、補助事業で取得した資産の管理に適正を欠いているものがあった。 補助事業の交付にあたって付する条件などについては、団体に対して十分に説明するとともに、指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 実績報告書の審査で、不十分なものがあった。 実績報告書で、補助対象経費の算定が一部誤っていた。所管課においては実績報告書の審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	障害福祉課 (就労支援室)		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助金
		補助団体数	アメリカパン株式会社ほか3団体
		補助事業費	94,372,717円
		補助金交付額	94,372,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業に係る団体への指導で、不十分なものがあった。 補助事業者が、補助事業の内容変更を伴う契約を変更交付決定の前に行っていた。補助事業者の事務処理が適正に行われるよう指導されたい。</p>		

所 管 課	医務課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県看護師等養成所運営費補助金
		補助団体数	社団法人唐津東松浦医師会ほか7団体
		補助事業費	1,035,103,484 円
		補助金交付額	134,311,000 円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付決定通知書の記載内容について、検討を要するものがあった。</p> <p>本補助金は課程毎に基準額を算定することとされており、実績報告書に添付する収支決算書も課程毎に作成することを求めているが、補助金交付決定通知書では総額のみ記載されており、内訳が分からない状態となっていた。収支決算書作成時に必要となる金額なので、内訳を記載するよう検討されたい。</p>		

所 管 課	医務課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	質の高い看護職員養成確保対策費補助金
		補助団体数	社団法人唐津東松浦医師会ほか7団体
		補助事業費	35,322,553 円
		補助金交付額	34,992,000 円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあった。</p> <p>実績報告書に事業計画に対する実績の記載漏れがあったにもかかわらず、修正指示を行うことなく受理していた。指導及び審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	医務課（地域医療体制整備室）		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県地域医療連携システム強化事業費（GWサーバー設置）補助金
		補助団体数	社会福祉法人恩賜財団済生会唐津病院ほか2団体
		補助事業費	32,802,000 円
		補助金交付額	15,000,000 円
監査実施団体数	1団体		

監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 補助金実績報告書に添付された事業実績報告書で、契約年月日の記載が誤っていた。審査を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(3) 補助金交付決定通知書の記載内容で、不十分なものがあつた。 補助金交付決定通知書に補助金交付の条件が列記されているが、要綱に定められている取得財産の処分制限などの条件が記載されていなかった。</p>
-----------	--

所 管 課	医務課（地域医療体制整備室）		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	国立病院機構嬉野医療センター臨床研修 宿舎建築補助事業費補助金
		補助団体数	独立行政法人国立病院機構嬉野医療セン ター
		補助事業費	76,807,500 円
		補助金交付額	38,606,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>		

所 管 課	医務課（地域医療体制整備室）		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県臨床研修病院宿舎施設設備等整備 事業費補助金
		補助団体数	独立行政法人国立病院機構嬉野医療セン ターほか2 団体
		補助事業費	27,909,540 円
		補助金交付額	16,229,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>		

所 管 課	健康増進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成24年度佐賀県がん診療連携拠点病院設備整備事業費補助金
		補助団体数	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター
		補助事業費	200,000,000 円
		補助金交付額	177,412,000 円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の交付申請書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱で、実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して1月以内又は当該年度3月15日のいずれか早い日までとされており、補助事業者は遅くとも平成25年3月15日までに事業を完了し実績報告書を提出するようになっていたが、所管課は事業完了予定年月日が平成25年3月31日とされた交付申請書をそのまま承認していた。</p>		

所 管 課	健康増進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県肝疾患センター医療連携機器整備事業費補助金
		補助団体数	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターほか2団体
		補助事業費	44,520,000 円
		補助金交付額	44,520,000 円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>② 額の確定は実績報告書提出以降であるにもかかわらず、概算払請求書の様式に確定補助金額を記載する項目が規定されていた。</p>		

所 管 課	健康増進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県結核病棟整備事業費補助金
		補助団体数	独立行政法人国立病院機構東佐賀病院
		補助事業費	288,538,219 円
		補助金交付額	144,268,000 円

監査実施団体数	1団体
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>② 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請書への補助事業の効果の記載の定めがなかった。</p> <p>③ 当該補助事業は、佐賀県地域医療再生計画に基づき東佐賀病院が行う結核病棟整備事業に対して補助するもので、4階建て建物の新築工事のうち一般呼吸器疾患病床・感染症病床を含む1階部分を補助対象としているが、補助金交付要綱では、対象経費について、「結核病棟整備に係る経費・新築工事費」とされ、一般呼吸器疾患病床・感染症病床を含むことが明確になっていなかった。</p> <p>(2) 補助金の額の確定が遅延していた。 事務処理の遅れにより、額の確定が遅延していた。</p> <p>補助金実績報告書提出日 平成24年11月29日 額の確定通知日 平成25年3月14日</p>

所 管 課	新エネルギー課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県再生可能エネルギー等事業化支援事業費補助金
		補助団体数	株式会社ゼネシスほか1団体
		補助事業費	25,843,288 円
		補助金交付額	11,999,321 円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 交付申請書及び実績報告書の審査について、不十分なものがあった。</p> <p>補助金交付申請書及び実績報告書の審査に当たり、対象経費とされるもののうち、自社開発製品の価格について、その価額の妥当性を評価した記録が残されていなかった。また、労務費に関して、開発に従事した時間数の確認は行われていたものの、設定されている労賃単価の妥当性についても、同様に評価した記録がなかった。</p> <p>自社開発品の価格や労務費に係る金額については、申請（報告）された金額の妥当性について審査した内容を記録、保存するなど改善を図らるたい。</p> <p>(2) 補助金の額の確定で、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で、補助事業の完了は、補助事業者が、補助事業に係るすべての支払いを終えた時点とされているが、支払いの確認をせずに額の確定をしていた。</p>		

所 管 課	企業立地課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成 24 年度佐賀県ビジネス支援サービス 業立地促進補助金
		補助団体数	株式会社ビジョンほか5 団体
		補助事業費	721,914,825 円
		補助金交付額	135,818,000 円
監査実施団体数	2 団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の交付決定で、遅延しているものがあつた。 補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、90 日とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに 118 日を要していた。 交付申請年月日 平成 24 年 8 月 31 日 交付決定年月日 平成 24 年 12 月 27 日</p>		

所 管 課	雇用労働課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県職業能力開発協会補助金
		補助団体数	佐賀県職業能力開発協会
		補助事業費	57,739,981 円
		補助金交付額	27,291,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 ① 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。 ② 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請書への効果の記載の定めがなかった。</p> <p>(2) 補助金実績報告書の審査及び団体に対する指導で、不十分なものがあつた。 補助金実績報告書に記載された補助対象経費の一部について、旅費支給規程とは異なる支払が認められた。審査及び団体に対する指導を徹底されたい。</p>		

所 管 課	雇用労働課		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	さがものづくり振興協議会負担金
		負担団体数	さがものづくり振興協議会
		負担事業費	11,119,723 円
		負担金交付額	7,610,000 円

監査実施団体数	1団体
監査の結果	<p>(1) 残余財産の処分において、指導が不十分であった。</p> <p>協議会規約では、協議会が解散する場合において、その有する残余財産は、解散時の総会の議決を経て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする規定されているが、手続きを経ないで、後継団体が使用している残余財産があった。</p> <p>所管課は、残余財産の処分に当たって、協議会に対する指導が不十分であった。</p>

所管課	流通課		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	新うまい佐賀のりづくり運動推進本部負担金
		負担団体数	新うまい佐賀のりづくり運動推進本部
		負担事業費	11,683,667円
		負担金交付額	5,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 規約等の見直しを要するものがあった。</p> <p>県からの負担金を受け事業を行っている協議会（県が共通の課題等を持つ市町及び民間団体等と連携して事業を実施するために設置する、協議会、期成会、実行委員会等の任意団体）のうち、県職員が事務局を担っているものについては、平成22年3月に定められた「協議会の設置及び運営に関する基本指針」に基づき、必要な見直しを行うこととされていたが、見直しがされていなかった。</p> <p>この基本方針では、協議会の重要事項（規約の制定・改廃、事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の認定等）は総会で機関決定するよう規約に明記することとされているが、この推進本部の規約にはその定めがない。</p> <p>また、会長の権限と事務局長の権限を明記し、総会の決定事項でなくとも重要な事項について事務局だけでは決められないようにすることとされているが、この推進本部の会計規程では事業計画及び予算の調整、事業報告及び決算の調整なども事務局長の権限とされるなど、ほとんどの事務処理が事務局長の権限とされており、決裁等規程の制定を含め、見直しが必要である。</p>		

所 管 課	商工課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金
		補助団体数	小城商工会議所ほか25団体
		補助事業費	1,492,640,418円
		補助金交付額	981,341,666円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査で不十分なものがあつた。 事業の効果において、会員事業者への巡回訪問件数を3,793件とすべきところ、379件と誤って記載していた。 所管課においては、審査を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金交付決定通知が適正でなかつた。 交付決定通知に記載された交付条件が、交付要綱に規定されている交付条件と異なっているもの及び不足しているものがあつた。</p>		

所 管 課	生産者支援課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県漁業協同組合合併施設整備費補助金
		補助団体数	佐賀玄海漁業協同組合
		補助事業費	27,259,785円
		補助金交付額	12,626,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な処理期間が定められていなかった。</p> <p>② 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請書への補助事業の効果の記載の定めがなかった。</p>		

所 管 課	生産者支援課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	農業近代化資金利子補給事業
		補助団体数	佐賀県農業協同組合
		補助事業費	16,193,223円
		補助金交付額	16,193,223円
監査実施団体数	1団体		

監査の結果	(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。
-------	---

所管課	生産者支援課		
財政的援助内容	貸付金	貸付事業名	就農施設等資金貸付金 (平成24年度貸付)
		補助団体数	佐賀県農業協同組合
		貸付事業費	16,507,000円
		貸付金交付額	16,480,000円
		平成24年度末 貸付残高	375,116,583円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 団体の指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>貸付要綱には借り受けた就農施設資金に余剰が生じたときには速やかに繰上償還を行うことを規定しているが、事業完了報告により繰上償還すべきことを確認しているにもかかわらず、繰上償還の手続きが遅延しているものが認められた。</p> <p>速やかに、繰上償還等の適正な処理が行われるよう、指導の徹底を図りたい。</p>		

所管課	林業課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助団体数	鹿島嬉野森林組合ほか17団体
		補助事業費	482,926,800円
		補助金交付額	197,528,390円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な処理期間について、定められていなかった。</p> <p>(2) 補助事業の指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>佐賀県造林事業実施要領運用規程において、写真は、施行地、施業内容(間伐率、枝下高等を含む)、黒板等で分かるように撮影することとされているが、施行地、施業内容が撮影されていないものや、撮影されてはいるものの不鮮明なものがあつた。指導を徹底されたい。</p>		

所 管 課	農地整備課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県営かんがい排水淡水切替助成事業
		補助団体数	佐賀東部土地改良区ほか2団体
		補助事業費	55,881,000円
		補助金交付額	55,881,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請書への目的及び効果の記載の定めがなかつた。</p>		

所 管 課	農地整備課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	土地改良事業負担金総合償還対策事業 (中山間地土地改良事業負担金償還助成事業)
		補助団体数	上場土地改良区ほか3団体
		補助事業費	82,100,259円
		補助金交付額	14,991,448円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付決定の通知で、遅延しているものがあつた。 補助金の交付決定を平成24年5月25日付けで行っているが、団体への通知は同年6月25日となっており、決定通知が遅延していた。</p>		

所 管 課	空港課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成24年度佐賀空港夜間駐機費補助金交付事業
		補助団体数	全日本空輸株式会社
		補助事業費	73,473,021円
		補助金交付額	22,041,906円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。 補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに64日を要していた。 交付申請年月日 平成24年4月1日 交付決定年月日 平成24年6月4日</p>		

	<p>(2) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書に「事業の目的」、「事業の効果」が記載されておらず、また「補助事業者」及び「補助金の額」と記載すべきところ、誤って「申請者」及び「補助金交付申請額」と記載していた。</p> <p>所管課においては、審査を徹底されたい。</p>
--	--

所 管 課	空港課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成24年度佐賀県誘客連携促進事業費補助
		補助団体数	株式会社タビックスジャパンほか5団体
		補助事業費	55,955,000 円
		補助金交付額	55,955,000 円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則に規定する通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が到達してから交付決定をするまでの期間と規定されているが、要綱では申請書提出締切日の翌日から起算すると規定されており、補助金等交付規則に合った要綱の改正を検討されたい。</p> <p>② 年度末までの利用実績が補助金交付の対象で、申請書の提出期限は平成25年3月31日と規定されているが、申請書提出による年度内の交付事務手続きは現実的に困難と思われるため、利用実績に応じた交付事務手続きができるよう要綱の改正を検討されたい。</p> <p>③ 当事業は補助金交付申請と補助金実績報告が同時に行われるものであるにもかかわらず、補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書の様式第2号が、補助金交付申請のみの様式となっていた。</p>		

所 管 課	空港課		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	有明佐賀空港活性化推進協議会負担金
		負担団体数	有明佐賀空港活性化推進協議会
		負担事業費	71,547,000 円
		負担金交付額	71,547,000 円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 負担金の支払いで適正でないものがあつた。</p> <p>国際チャーター便誘致促進広報補助金交付が平成23年度、24年度ともに実績がないにもかかわらず、それぞれの年度において国際チャーター便誘</p>		

	<p>致促進広報補助金の財源として負担金が支出され、協議会では次年度繰越金として処理されていた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、協議会の負担金のあり方について検討された。</p>
--	--

所 管 課	新幹線・地域交通課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県バス運行対策費補助金（車両減価償却費等補助金）
		補助団体数	J R九州バス株式会社ほか2団体
		補助事業費	53,005,000 円
		補助金交付額	26,501,000 円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 交付決定及び額の確定通知書の一部に誤りがあった。</p> <p>補助対象経費を 10,358,000 円と記載すべきところ、11,281,000 円と記載していた。</p> <p>なお、交付決定及び確定補助金額に誤りはなかった。</p>		

所 管 課	港湾課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成 23 年度佐賀県港湾機能施設整備事業費補助金
		補助団体数	松浦通運株式会社
		補助事業費	167,816,000 円
		補助金交付額	50,000,000 円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業実績報告書の審査及び指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助事業の年度繰越に伴う現年度の出来高に関する実績報告書が提出されていなかった。</p> <p>また、実績報告書の添付書類である補助事業決算明細書に記載漏れ及び記載誤りがあつた。</p> <p>所管課においては、審査及び指導を徹底されたい。</p>		

3 指定管理団体関係

所 管 課	人権・同和対策課		
団 体 名	一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県解放会館
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理者に施設利用者のアンケート結果を通知していなかった。 協定書で県は指定管理者と協力してアンケート調査を実施し、その結果を指定管理者と共有するとされているが、平成 24 年度に実施したアンケート結果を指定管理者に通知していなかった。</p>		

所 管 課	スポーツ課		
団 体 名	セイカスポーツグループ		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館
監 査 の 結 果	<p>(1) 備品の管理で、適正でないものがあつた。 管理運営に関する協定書に基づき、指定管理者に管理させるべき対象物件を、財産台帳及び備品台帳により指示すべきところを、備品台帳の整備が未了となっていた。 財産管理に支障をきたすことがないように、早急に整備のうえ、指定管理者へ指示されたい。</p> <p>(2) 指定管理者への指導で、不十分なものがあつた。 管理運営に関する協定書により、管理運営業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないとされているが、同特記事項に規定された個人情報の管理体制等報告書が提出されていなかった。 個人情報の管理が適正に行われるよう指導を徹底されたい。</p> <p>(3) 事業報告書の提出期限に係る管理運営に関する協定書等の規定で、整理が必要なものがあつた。 管理運営業務の実施状況や体育施設の利用状況に関する事業報告書の提出期限について、管理運営に関する協定書では、年度終了後速やかになつているが、管理運営に関する年度協定書で定められた管理運営業務仕様書では、事業年度終了後、3ヶ月以内とされていた。</p> <p>(4) 事業報告の審査で、不十分なものがあつた。 事業終了後に県に対して事業報告が行われているが、このうち管理運営業務に要する経費の収支決算では、人件費や運営経費等については、予算額と同額を決算額として報告されているものが認められた。 所管課においては、算定方法を確認するなど審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	まなび課		
団 体 名	みんなの森・らららグループ北山少年自然の家運営共同事業体		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	北山少年自然の家
監 査 の 結 果	<p>(1) 規程の整備で、指導が不十分なものがあつた。</p> <p>管理運営に関する協定書第 31 条では業務に係る情報公開について、また、同第 35 条では個人情報の保護について必要な規程を整備するものとされているが、整備されていなかった。指定管理者への指導を徹底されたい。</p>		

所 管 課	障害福祉課		
団 体 名	社会福祉法人佐賀ライトハウス		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立点字図書館
監 査 の 結 果	<p>(1) 再委託の承諾手続きで、適正でないものがあつた。</p> <p>協定書では再委託に関し、団体が再委託を行う場合には県の承諾を得ることを規定している。所管課では、団体に再委託の委託内容や委託先などを確認することなく、団体から提出された事業計画書に委託料として項目と予算額が示されていたことをもって、再委託の承諾とみなしている。</p> <p>再委託の承諾にあたっては、所定の手続きにより、適正に実施されたい。</p>		

所 管 課	生産者支援課		
団 体 名	特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県射撃研修センター
監 査 の 結 果	<p>(1) 事業報告の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>団体から提出された事業報告について、管理運営業務の実施状況に係る報告内容で誤りがあるものを、そのまま受理していた。</p> <p>事業報告の審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	建築住宅課		
団 体 名	株式会社マベック、川原建設株式会社		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	(株式会社マベック) 佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼 市、基山町及びみやき町に存する県営住 宅など (川原建設株式会社) 唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、有 田町及び大町町に存する県営住宅など
監 査 の 結 果	<p>(1) 実施状況報告の審査で、不十分なものがあつた。 協定書に基づき指定管理者から提出された管理業務の事業状況報告の一部に誤った記載が認められた。 所管課においては、審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	森林整備課		
団 体 名	さが21県民の森管理運営共同事業体		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立21世紀県民の森
監 査 の 結 果	<p>(1) 規則で改正を要するものがあつた。 佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則で施設等の利用期間及び利用時間を定めているが、掲げられている施設のうち、キャンプ場については平成21年度に解体され現存していなかった。</p> <p>(2) 業務仕様書で見直しを要するものがあつた。 業務仕様書で施設の利用手続きについて、事前に指定管理者に施設等利用申込書を提出してもらい、施設等利用承諾書を申請者へ交付するよう定めているが、個人利用及び当日受付の団体利用については受付簿に記載するのみで、前記の手続きが取られていない。また、前記取扱で県としても特段の支障が生じていないとのことなので、仕様書の該当箇所について見直しを検討されたい。</p> <p>(3) 事業報告書の審査で不十分なものがあつた。 事業報告書の受託事業収支明細書の支出区分合計額に、団体の正味財産増減計算書内訳表の県有施設管理事業支出合計額 18,046,875 円を記載すべきところ、誤って 15,498,000 円と記載し、支出区分額の内訳にも誤りがあつた。 また、事業計画書に自主事業に係る収支計画書が添付されていたが、自主事業に係る収支決算が報告されていなかった。 事業報告書の審査を徹底されたい。</p>		

4 関係課

所 管 課	財務課
監 査 の 結 果	<p>平成 25 年度の財政的援助団体等監査において、下記のとおり、補助金の交付要綱に標準処理期間等を設定していないものや補助金交付決定通知に補助の交付条件を明記していないものなどが、前年度監査に引き続き、複数の部署で認められた。監査対象先に対しては、個別に指摘し是正を求めているが、全庁的に補助金事務の適正化が図られるよう、補助金を所管する財務課においても、こうした実態を踏まえ、各本部企画経営グループとともに、各所属への指導を徹底されたい。</p> <p>(1) 佐賀県補助金等交付規則で定めている項目を補助金交付要綱等に定めていないなど、改正を要するものが認められるので、指導の徹底を図られたい。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則第 4 条第 3 項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間の記載。</p> <p>② 佐賀県補助金等交付規則第 3 条第 2 号に規定する補助金交付申請書への補助事業の目的、内容及び効果の記載。</p> <p>③ 佐賀県補助金等交付規則第 12 条第 1 号に規定する実績報告書に事業効果の記載。</p> <p>(2) 佐賀県補助金等交付要綱準則では、交付決定通知書には、交付要綱で定める交付条件を列挙すべきとされているが、交付決定通知書に交付条件を列挙していないものが散見され、指導の徹底を図られたい。</p> <p>(3) 今回の監査において、補助対象経費の算定を誤り補助金返還となったものなど、実績報告書の審査を書面だけで行ない、現地確認を行われていないものがあつた。現地確認をしておれば、こうした誤りは検証できていたものであり、「佐賀県補助金等交付規則の施行について（通知）（昭和 53 年 4 月 1 日付け財第 374 号総務部長通知）」の趣旨を改めて周知されたい。</p>

所 管 課	職員課
監 査 の 結 果	<p>平成 25 年度の財政的援助団体等監査において、指定管理を行っている公の施設や協議会設置について、検討を要する事項が認められたことから、所管する職員課においても、各所属への指導を図られたい。</p> <p>【指定管理施設について】</p> <p>(1) 事業報告（収支報告）について 事業報告における収支報告に関して、人件費について予算額（団体の支出計画額）を実績額として報告しているものがあつた。内容を確認したところ実際の収支決算額では、施設の管理運営に直接携わる職員に係る人件</p>

費以外にも本社スタッフに係る経費なども実際は必要だが、その詳細は企業ノウハウにもかかるものであることから、収支決算の報告は計画額をもって実績額としているものであった。また、事業計画では計上していなかった本社経費について、収支報告では、現場での総支出額の 10%を計上し、最終収支が赤字との報告を行っているものがあつた。

このような報告内容では、施設管理に従事する職員の人件費が適正水準（選定の際の計画額）を維持しているかどうか、また、指定管理施設の運営に係る実際の収支決算がいくらなのかなどの把握ができず、今後の指定管理経費の見直し検討も難しくなってくる。

こうした実態を踏まえて、収支報告における人件費の計上や本社経費などについては、県として統一した基準を示すなど、所管課が適切な施設管理経費の算定が行われるように指導されたい。

(2) 再委託承諾手続きについて

協定書例では、「乙は、管理運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得て、（中略）、この限りではない。」とされ、再委託を行う場合の承諾手続きを規定している。

しかしながら、各所属においては、協定書に再委託することができる業務を列記したり、事業計画書で再委託する業務項目を確認したりしたことをもって、具体的な再委託先の確認などを行わないまま、承諾とみなしている事例が認められた。

このことについて、平成 23 年度の財政的援助団体監査において、事務負担の軽減の観点で指摘しているが、再委託の承諾にあたっては、事業計画書などにおいて包括的に承諾する等の方法について、改めて検討されたい。

【協議会設置について】

(3) 協議会設置及び運営に関する基本指針について

県から負担金を受け、事業を行っている協議会（県が共通の課題等を持つ市町及び民間団体等と連携して事業を実施するために設置する、協議会、期成会、実行委員会等の任意団体）のうち、県職員が事務局を担っているものについては、平成 22 年 3 月に定められた「協議会の設置及び運営に関する基本指針」に基づき、必要な見直しを行うこととされていたが、今回の監査においても、見直しを十分行っていない団体が認められた。

この基本方針に基づき、団体運営の適正化が図られるよう、指導を徹底されたい。